

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「復興木材安定供給等対策の実施状況等について」

平成26年10月

会 計 検 査 院

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東北地方の沿岸部を中心として、住宅等や木材加工施設等においても壊滅的な被害がもたらされた。

このような状況の下、林野庁は、27年度までの集中復興期間に、東日本大震災の被災地域だけでは賄いきれない復興に必要な木材を全国的に安定供給する体制を構築することで被災地の木材需要を満たすこととして、23年度第3次補正予算により45道府県に計1399億4550万円の国庫補助金を交付し、45道府県は、これにより基金を造成して23年度から26年度までの期間、復興木材安定供給等対策を実施している。

そして、林野庁は、今後も引き続き東日本大震災からの復旧・復興のための事業を実施していくとしていることから、今後実施する復興のための事業の計画及び実施に当たり、復興木材安定供給等対策の内容、成果、課題等を分析及び検証することが重要であると考えられる。

本報告書は、以上を踏まえて、復興木材安定供給等対策の実施が、被災地の現状を踏まえた復旧・復興のために効率的かつ効果的なものとなっているかなどについて検査を実施し、その状況を取りまとめたことから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成26年10月

会計検査院

目次

1	検査の背景	1
(1)	復興木材安定供給等対策等の概要	1
ア	森林整備加速化・林業再生基金事業の概要	1
イ	復興木材安定供給等対策の概要	3
(2)	復興対策基金事業の政策目標とその考え方	8
ア	復興対策基金事業の政策目標	8
イ	林野庁における復興に必要な木材量等の試算	8
ウ	復興対策基金事業等による木材の生産能力向上の目標値	9
(3)	復興対策基金事業の使途厳格化	10
ア	復興関連予算の執行	10
イ	林野庁の使途厳格化への対応	11
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	13
(1)	検査の観点及び着眼点	13
(2)	検査の対象及び方法	14
3	検査の状況	14
(1)	復興対策基金の造成及び国庫返還等の状況	14
ア	復興対策基金の造成及び使用状況	14
イ	復興対策基金の国庫返還の状況	17
(2)	復興対策基金事業による各事業種目の実施状況	19
ア	「地域協議会の運営等」の実施状況	21
イ	「間伐等」の実施状況	21
ウ	「森林境界の明確化」の実施状況	23
(3)	原木安定供給プランの作成等の状況	24
(4)	木材の流通状況に係る調査結果	26
ア	被災地以外の15道県における木材の出荷状況	29
イ	東北3県における木材の入荷状況	34
ウ	被災4県における木材の入荷状況	35
(5)	復興対策基金事業に係る事業効果の検証状況	37

ア	実績評価の状況	37
イ	事業効果の目標値の設定	37
ウ	目標値の検証状況	38
(6)	復興対策基金事業の26年度事業の計画の状況	38
4	所見	40
(1)	検査の状況の概要	40
(2)	所見	42
	巻末別表	45

事例一覧

(2) 復興対策基金事業による各事業種目の実施状況

ア 「地域協議会の運営等」の実施状況

〔国内供給の増加にはつながらない調査を行っていたもの〕

<事例1> 21

イ 「間伐等」の実施状況

〔集約化が促進されていないものや搬出間伐の施業地とは無関係な点在地の
切捨間伐を含めていたもの〕

<事例2> 22

〔間伐等により搬出した間伐材を輸出していたもの〕

<事例3> 23

ウ 「森林境界の明確化」の実施状況

〔森林境界の明確化後において間伐等を実施することとしていなかったもの〕

<事例4> 23

参考事例一覧

(4) 木材の流通状況に係る調査結果

被災地から被災地以外への原木の出荷状況

〔流通経費支援を活用して被災地の原木を被災地以外へ出荷していたもの〕

<参考事例> 29

復興木材安定供給等対策の実施状況等について

検査対象	林野庁、22道県
復興木材安定供給等対策の概要	国が交付した補助金により造成した復興対策基金を活用して、平成27年度までの集中復興期間に、東日本大震災の被災地域だけでは賄いきれない復興に必要な木材を安定供給する体制を構築するために、間伐、林内路網整備等を実施するもの
検査の対象とした復興対策基金に係る国庫補助金交付額	1399億4550万円（平成23年度）
22道県における事業実施額	549億5632万余円（平成23年度～25年度）
上記のうち国庫補助金相当額	332億8957万余円（平成23年度～25年度）

1 検査の背景

(1) 復興木材安定供給等対策等の概要

ア 森林整備加速化・林業再生基金事業の概要

林野庁は、地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマス^(注1)を活用した低炭素社会の実現が求められていることを踏まえ、間伐等による森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図るなどのため、平成21年5月29日に成立した21年度第1次補正予算において、23年度末までを事業実施期間とする森林整備加速化・林業再生事業を創設し、47都道府県に対し、計1238億4410万円の森林整備加速化・林業再生事業費補助金を交付している。

47都道府県は、当該補助金により基金を造成し、「森林整備加速化・林業再生事業費補助金交付要綱」（平成21年21林整計第82号農林水産事務次官依命通知）、「森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱」（平成21年21林整計第83号農林水産事務次官依命通知）、「森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領」（平

成21年21林整計第89号林野庁長官通知)等(以下、これらを合わせて「実施要綱等」という。)に基づき、森林整備加速化・林業再生基金事業(以下「基金事業」という。)を実施している。

実施要綱等においては、基金事業により実施する事業種目を間伐等14事業種目としているほか、都道府県は、基金事業を実施する地域の市町村、森林組合等による地域協議会を設置し、地域協議会が作成した素案を参考に事業実施期間に係る全体事業計画を作成して林野庁(沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局)の承認を受けること、毎年度、事業開始前に、事業種目、事業主体等を定めた年度事業計画を作成して林野庁に報告すること、事業実施後、事業実施状況報告書を作成して林野庁に報告することなどが定められている。

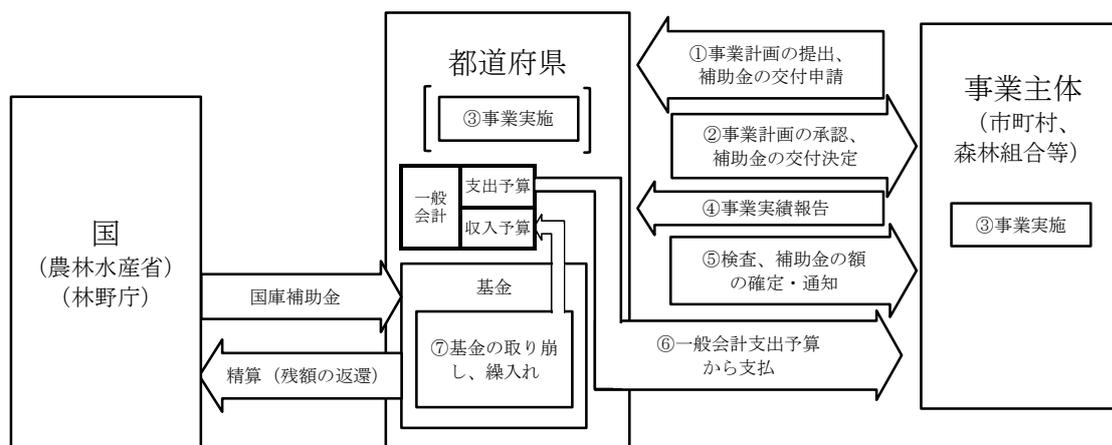
このほか、都道府県は、造成された基金を①国債、地方債、その他確実かつ有利な有価証券の取得等、②金融機関への預金、及び③信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託(ただし、元本保証のあるものに限る。)として運用し、この運用によって生じた運用益を、基金に繰り入れること、基金事業を実施する場合を除き繰り入れた運用益を含む基金を取り崩してはならないこと、及び基金事業の終了時において基金に残額がある場合はこれを国に納付することなどが定められている。

(注1) 間伐 木材の利用価値の向上と森林の有する諸機能の維持増進を図るため、育成過程の森林で密集化する原木を間引くこと

基金事業の主な流れは、次のとおりである(図1参照)。

- ① 事業を実施しようとする市町村、森林組合等は、都道府県に対して事業計画を提出し補助金の交付申請を行う。
- ② 都道府県は、事業計画の内容を確認し、妥当と判断した場合にこれを承認して、補助金の交付決定を行う。
- ③ 交付決定を受けた市町村等は、事業主体として事業を実施する。
- ④ 事業主体は、事業実施後、都道府県に事業成果等の実績を報告する。
- ⑤ 都道府県は、当該事業を検査し、交付決定内容等に適合すると認めた場合は補助金の額を確定させて、これを事業主体に通知する。
- ⑥ 都道府県は、確定した補助金を一般会計支出予算から事業主体に支払う。
- ⑦ 都道府県は、基金から複数事業に係る支払額をまとめて取り崩し、一般会計収入予算へ繰り入れる。

図1 基金事業の主な流れ



そして、林野庁は、基金事業の実施に当たり「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」（平成19年18林整整第1250号林野庁長官通知。22年4月改正。以下「集約化通知」という。）に基づき、一定の地域内で複数の施業地を取りまとめて集約的に間伐等を実施する集約化施業を加速するために、森林作業道等の路網（以下「路網」という。）の整備、高性能林業機械の活用等による間伐等の施業の効率化を推進するとしている。

イ 復興木材安定供給等対策の概要

(ア) 復興対策基金事業の概要

23年7月に、東北6県の知事による共同アピールとして、「被災した住宅や公共施設等の復旧に必要な木材の供給など今後の本格的な復興に向け、（中略）全国規模での支援を進めていくことも必要」であり、「森林整備の加速化や林業再生のために造成されている基金の延長・拡大など、森林・林業・木材産業関連予算の更なる充実を求める」との要望がなされたことを受けて、林野庁は、林業関係政策の最重要事項として、被災地域だけでは賄いきれない木材量を全国規模で支援する事業を実施することとした。

そして、林野庁は、23年11月21日に成立した23年度第3次補正予算により、当初23年度までとしていた基金事業の事業実施期間を26年度まで3か年延長することとして、27年度までの集中復興期間に、東日本大震災の被災地域だけでは賄いきれない復興に必要な木材を安定供給する体制を構築することを政策目標とした復興木材安定供給等対策（以下、復興対策等のために造成する基金を「復興対策基

金」、同基金により道府県が行う事業を「復興対策基金事業」という。)を実施することとし、東京都、神奈川県を除く45道府県に対して新たに計1399億4550万円の森林整備加速化・林業再生事業費補助金を交付した。

また、当該補助金の交付を受けた45道府県は、それまでの基金に新たに復興対策基金としての区分を設けて基金の造成や運用を行うとともに、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定）に基づき、集中復興期間の最終年度となる27年度までに、復興に必要な木材を安定供給する体制を構築することとして、事業実施期間をその前年度の26年度末までとして、全体事業計画を変更し、林野庁の承認を受けている。

(イ) 復興対策基金事業における事業種目の概要

林野庁は、各地域の実情に応じた創意工夫に基づき復興に必要な木材を全国的に安定供給するなどのために、23年11月に実施要綱等を一部改正し、復興対策基金事業で実施する事業種目を、表1のとおり、従来の間伐等の14事業種目のうち、全国規模での木材の増産に必要な間伐等、森林境界の明確化、流通経費支援等の8事業種目に限定している。

これらの事業種目のうち、間伐等については、戦後の拡大造林期に全国で一斉に植えられた人工林が成長し、間伐により伐倒するなどした原木についても径が太く木材として利用可能なものが多くなってきたことなどから、主に原木を利用する目的で伐採し、搬出する間伐（以下「搬出間伐」という。）により原木の増産を図るものである。

表1 復興対策基金事業で実施する8事業種目

事業種目名	内 容
①地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等	各地域における復興対策基金事業の効果的な実施のため、木材の安定供給体制の確立や林業・木材産業再生に向けた課題解決、間伐材等の供給と需要の調整、事業の円滑な実施のための調整等を行うことを目的とする地域協議会の運営等を行う。 事業を実施する事業者については、地域協議会の構成員となることを要件としている。
②間伐等	不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積等を実施する。 間伐等が効率的な施業を実施するために別途定めた集約化推進区域において計画されていること、搬出する伐採木の総材積量の合計を施業地の総面積で除した値が1ha当たり平均20m ³ 以上であることを要件としている。
③林内路網整備	間伐等により生産された原木を搬出するなどのための、林業専用道や森林作業道の整備等を行う。
④森林境界の明確化	施業地を集約化して効率的な間伐等を進めるために、所有者や境界が不明であるなど間伐等の実施の前提条件が整わない森林において境界の明確化を行う。
⑤高性能林業機械等の導入	従来のチェーンソーや刈払機等の機械に比べて、施業の効率化、身体への負担の軽減等、性能が著しく高い林業機械を導入し、立木の伐倒、枝払・玉切（造材）、林道端や土場への搬出（集材）等に使用する。
⑥木材加工流通施設等整備	製材施設、集成材加工施設、プレカット加工施設、チップ加工施設、木材集出荷販売施設等の施設整備を行う。
⑦木質バイオマス利用施設等整備	未利用間伐材等活用機材（移動式チップパー等）、木質バイオマス供給施設（チップサイロ、原料貯蔵庫等及び関連機械等）及び木質バイオマスエネルギー利用施設（木質資源利用ボイラー等及び関連装置）の整備を行う。
⑧流通経費支援（間伐材等運搬）	①被災工場に原木等を出荷していた地域が非被災工場に振り替えて原木等を輸送する場合、②震災により原木確保が困難になった被災地域の工場が他の地域から原木を輸送する場合、③林業事業体等と地域材を利用する法人等が間伐材の取引協定を締結して原木を輸送する場合などに、これらの輸送費を負担する原木供給者又は受入者のために間伐材等の運搬経費の支援を行う。

林野庁は、上記の8事業種目については、復興に必要な木材を全国的に安定供給するために、木材流通の川上（原木の生産）から川下（木材製品の加工・消費）に至るまでの各段階で必要と見込まれるものであるとしている。

表1の事業種目のうち、①「地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及

等」(以下「地域協議会の運営等」という。)は、地域協議会が事業計画の素案の作成等を行うものであり、道府県は、地域協議会の素案を参考に事業計画を作成し、事業主体は、道府県が作成した事業計画に基づき、②から⑧までの事業種目を実施するとされているが、これ以外にも「指導等事業」として、道府県による事業主体に対する指導等を実施できることとされている。

復興対策基金事業で実施する事業種目のうち、木材流通の川上の対策として実施する事業種目は、②搬出間伐等を実施し原木の増産を図る「間伐等」、③搬出間伐を実施するのに必要な林内路網を整備する「林内路網整備」、④施業の実施に支障がある場合に山林所有者立会いの下で境界を確認し、搬出間伐の前提となる森林の境界を明確にすることで対象森林を確定させる「森林境界の明確化」、及び⑤林業機械を整備し、施業の効率化等を図る「高性能林業機械等の導入」である。

また、木材流通の川下の対策として実施する事業種目は、⑥製材所の加工施設等や市場施設の選木機、木材置場等を整備する「木材加工流通施設等整備」、⑦原木から建築用材、合板用材、集成材用材を生産する際に発生する端材等を発電用燃料等に有効利用することにより、間伐等の更なる推進が図られるようチップ生産機械や利用施設を整備する「木質バイオマス利用施設等整備」、及び⑧被災に伴う取引先、流通経路等の変更に対応するとともに、増産される原木を加工施設に運搬する経費を支援する「流通経費支援」である。

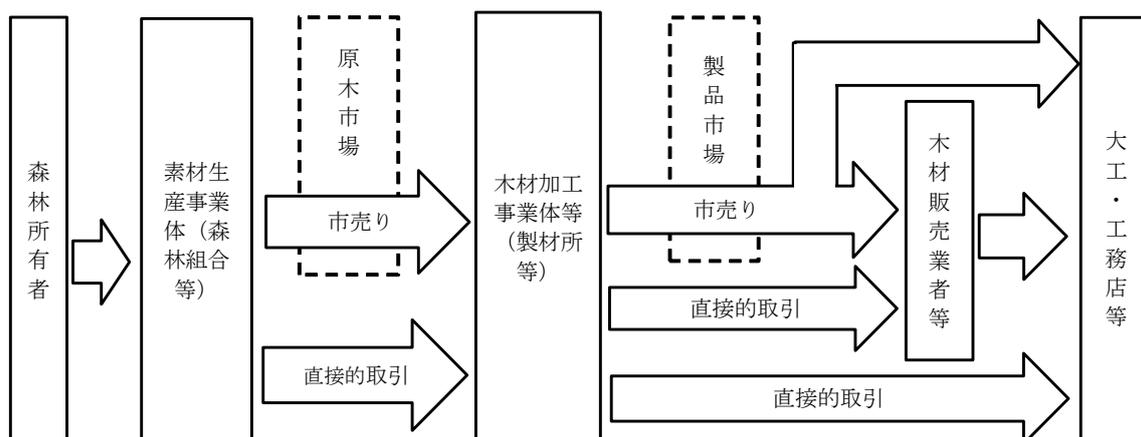
(ウ) 復興木材の安定供給についての取組

(注2)

原木は、森林組合等の素材生産事業体が主伐や間伐等により伐採した後、製材所等の木材加工事業体等が角材、板材等の木材製品に加工し、製品市場や木材販売業者等を経由するなどして、木造建築等を手掛ける大工・工務店等へ引き渡されるが、このような一般的な木材流通の概念については、図2のとおりである。

(注2) 主伐 利用できる時期に達した原木を伐採すること

図2 一般的な木材流通の概念



素材生産事業体から木材加工事業体等への原木の流通は、市売りと直接的取引に大別される。市売りは、素材生産事業体が伐採した原木を原木市場に運搬し、原木市場の定期的な競りや入札によって製材所等の木材加工事業体等と取引されるものである。また、直接的取引は、競りや入札によらずに、直接、素材生産事業体と木材加工事業体等との間で原木の樹種、規格、協定量、協定期間等を約定することにより原木を安定的に供給する旨の取引協定を締結するなどして取引されるものである。

一般的に、市売りは、素材生産事業体において優良な原木が高値で取引される面があり、木材加工事業体等において現物確認により原木の優劣についての客観的な評価ができることで安心・安全な取引が可能となる反面、求める樹種、規格等に応じた原木を安定的に確保することが困難となる面がある。これに対し、直接的取引は、価格の動向によっては素材生産事業体又は木材加工事業体等において市売りと比較して利益が少なくなることがあるが、素材生産事業体、木材加工事業体等共に品質、数量等を満たす安定的な取引が可能となる面がある（市売りと直接的取引のそれぞれの特性については巻末別表1参照）。

林野庁は、復興対策基金事業の実施によって、原木の増産を図る一方、小規模、零細で不安定な原木供給体制のまま市場に原木があふれば、需要と供給の均衡が崩れ、原木価格の下落等を招くおそれがあることから、原木市場を介さない直接的取引を推進することで安定的な取引を目指すためなどとして、24年3月に「森林整備加速化・林業再生事業の運用改善について」（平成21年21林整計第210号林野庁長官通知。24年3月改正。以下「運用改善通知」という。）を発出した。運用

改善通知によれば、地域協議会の下に、主に森林組合等の素材生産事業体で構成する部会組織（以下「供給部会」という。）を設置するとともに、供給部会は、24年度から26年度までの間を対象として、原木供給計画量や締結しようとする取引協定、被災地の復興に貢献するための方策等を記載した原木安定供給プランを作成することとされている。また、供給部会は、24年12月末までに原木安定供給プランを作成し道府県に提出することとされており、提出を受けた道府県は、妥当と判断できる場合はこれを承認し速やかに林野庁に報告することとされている。

(2) 復興対策基金事業の政策目標とその考え方

ア 復興対策基金事業の政策目標

林野庁は、前記のとおり復興対策基金事業について、27年度までの集中復興期間に、東日本大震災の被災地域だけでは賅いきれない復興に必要な木材を安定供給する体制を構築することを政策目標としている。

そして、復興対策基金事業により、林内路網整備や木材加工流通施設等整備等が行われ、復興に必要な木材を全国規模で安定供給する体制が構築でき、木材の増産が図られるとしている。

イ 林野庁における復興に必要な木材量等の試算

林野庁は、被災地域の住宅・建築物の復興のためには、仮設住宅及び災害公営住宅の建築や被害状況に応じた民間住宅の新築・修繕等に要する木材製品の供給が急務であるとして、復興対策基金事業の実施に当たり、復興に必要な木材量等を試算しており、復興に必要な木材量等の想定に当たり、警察庁が公表した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」（表2参照）等を参考にしている。

表2 建築物被害の状況（平成23年7月4日時点）

被害状況	全壊	半壊等	一部破損・床上浸水
戸数	106,833戸	111,043戸	428,334戸

注(1) 未確認情報を含む。

注(2) 平成23年4月7日に発生した宮城県沖を震源とする地震等の被害を含む。

そして、林野庁は、被災地域の住宅・建築物の復興に関して、復興に必要な木材の需要を、仮設住宅31万 m^3 、災害公営住宅2万 m^3 、民間住宅899万 m^3 、公共施設等のその他建築物等43万 m^3 、計975万 m^3 と想定し、このうち、輸入材等による供給を想定

した計308万m³を差し引いた667万m³を復興に必要な木材量として試算している。さらに、林野庁は、表3のとおり、上記の667万m³のうち被災地域で賄いきれないと見込まれる木材量392万m³については、復興対策基金事業等により全国規模で安定供給を図る必要があると試算している（試算の詳細については、巻末別表2参照）。

表3 林野庁が試算した復興に必要な木材量等

復興に必要な木材量累計 (A)	667万m ³	被害建築物の数に木造率を乗ずるなどして積算
被災地域で賄うことが可能と見込まれる木材量 (B)	275万m ³	東北地方6県の生産量で積算
被災地域だけでは賄いきれないと見込まれる木材量 (C) = (A) - (B)	392万m ³	全国規模で安定供給の必要あり

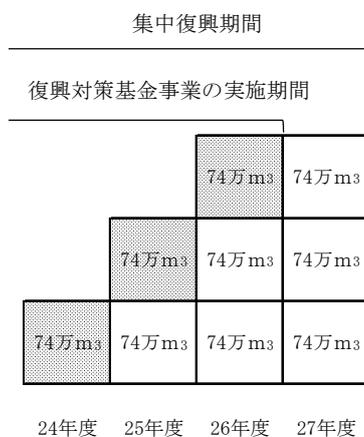
(注) 林野庁提出資料による。

ウ 復興対策基金事業等による木材の生産能力向上の目標値

イの試算を踏まえて、林野庁は、24年度から26年度までの間に、公共事業として実施する森林整備事業に加えて復興対策基金事業を実施することにより、図3のように、毎年74万m³の木材の生産能力向上を図るとしており、行政事業レビューシートにおいて3年間における復興に必要な木材の生産能力向上の目標値を計222万m³と設定している。

そして、林野庁は、毎年74万m³の木材の生産能力向上を図ることで、集中復興期間の最終年度となる27年度までに、累積で復興に必要なと見込まれる木材量計667万m³の生産能力を確保することとしている。

図3 復興対策基金事業の目標値の考え方



林野庁は、24年度から26年度までに、毎年度、の生産能力向上が図られることから、累積で222万m³(74万m³×3)を、生産能力向上の目標値としている。これにより、集中復興期間の最終年度となる27年度には、667万m³(74万m³×9)の生産能力が確保されることになる。

また、林野庁は、木材の生産能力向上について、復興に必要な木材を安定供給する体制を構築する中で増産された木材によって全国の木材需要を満たすことにより、いわば「玉突き」的に被災地の木材需要を満たすことで事業効果が得られるとしている。具体的には、木材の流通は、原木から木材製品まで形を変えながら需要に応じ広く行われるものであり、ある地域（東北地方等）で需要が生じた場合には、当該地域で不足する分が周辺地域（関東地方等）から供給され、周辺地域（関東地方等）には更にその周辺（中部地方、近畿地方等）から供給されるという流れが、民間の流通業者等により構築されて、間接的に被災地の需要が満たされる（以下、このような供給を「間接的供給」という。）ことになるとしている。

このように、林野庁は、木材流通においてこの間接的供給を見込み、事業主体が復興対策基金事業により生産した木材を自ら使用するなど、市場等の流通に乗せなかったとしても、本来、市場から調達する木材を自ら生産することにより、結果的に市場に流通する木材を増加させる、又は減少させないことで、木材流通全体の中で間接的供給が生じることから、道府県が木材を増産するための取組を行うことが重要であるとして、復興対策基金事業により生産する木材の需要先、用途等を特に定めていない。

なお、間接的供給以外にも、復興対策基金事業では、⑧「流通経費支援」により直接被災地域に木材を供給することも想定されている。

(3) 復興対策基金事業の使途厳格化

ア 復興関連予算の執行

政府は、復興関連予算について、被災地の復旧・復興が最優先との認識の下、緊急性や速効性の観点から真に必要な事業に厳しく絞り込んでいく必要があるとの復興推進会議での議論等を踏まえ、「今後の復興関連予算に関する基本的な考え方」

（平成24年11月27日付け復興推進会議決定）により、23年度第3次補正予算、24年度当初予算において措置された各府省の復興関連予算に係る事業の一部について、その執行を見合わせることにした。一方、上記の基本的な考え方においては国から支出済みのものを対象外としたため、復興関連予算において日本経済の再生という緊急性の観点から全国向け事業を実施するために造成した基金についてはその対象外とされた。

しかし、国会等において、復興関連予算の使途に関して、被災地の復旧・復興に

直接資するものを基本とするという考え方にに基づき、被災地との関連が明確でないものについて使途を厳格化すべきではないかなどの議論がなされたことなどを踏まえ、25年7月に、復興、財務両大臣から各基金の所管大臣に対して、復興関連予算で造成した基金により実施している全国向けの事業について、「復興関連予算で造成された全国向け事業に係る基金への対応について」（平成25年復本第957号復興大臣、財計第1690号財務大臣連名通知）が通知された。

この通知を受けて、農林水産大臣は、45道府県知事に対して「復興関連予算で造成された全国向け事業に係る基金への対応について」（平成25年25林整計第407号農林水産大臣通知）を通知したが、これによれば、「今後の対応方針」として、復興対策基金事業については「被災地に対する事業に使途を限定した上で、それ以外の事業のうち、執行済み及び執行済みと認められるものを除いた残額について速やかな返還を要請する」などとされている。

イ 林野庁の使途厳格化への対応

林野庁は、農林水産大臣の通知を踏まえ、25年7月に、45道府県知事に対して「森林整備加速化・林業再生事業の使途厳格化について」（平成25年25林整計第408号林野庁長官通知。以下「使途厳格化通知」という。）を通知した。

使途厳格化通知によれば、①被災地は「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体の区域とすること、②復興対策基金事業は、被災地における取組及び被災地以外において直接被災地に木材を供給する取組に限定して実施すること、及び③復興対策基金事業のうち「既に交付決定済みのもの、契約済みのもの又は事業の実施について地方議会の議決がなされているもの（平成25年度予算既計上分及び平成26年度分の債務負担行為分）」は「執行済みと認められるもの」と取り扱うこと、などとされ、地方議会の議決がなされていない26年度事業に係る予算から使途厳格化が図られている。

また、使途厳格化通知によれば、被災地以外から直接被災地に木材を供給する取組は、森林組合、素材生産事業者、木材加工事業者等が被災地の工務店等と連携し、取引協定等に基づき木材を直接被災地に供給する取組など直接被災地に木材が供給され利用されることが立証できるものに限定することとされている。そして、林野庁は、被災地以外において直接被災地に木材を供給する取組として、事業種目ごと

に、対象となる事業内容及び確認事項を示しており、これを整理すると表4のとおりとなる。

表4 被災地以外において直接被災地に木材を供給する取組

事業種目	事業内容	確認事項
間伐等	協定等に基づき被災地向けに木材を供給するために行う搬出間伐	協定等による供給先と取扱量、間伐予定森林の生産見込み量
林内路網整備	上記の搬出間伐を行うに当たって直接必要な森林作業道等の路網整備	間伐予定森林の路網整備の現況と予定路線との関係
高性能林業機械等の導入	協定等に基づき被災地向けの木材を供給するために、事業実施主体の生産能力からして導入が必要不可欠な場合における高性能林業機械の導入	導入を予定する事業体の生産能力、協定等による被災地向けの生産量と導入予定機械との関係
木材加工流通施設等整備	協定等に基づき被災地向けの木材を供給するために、事業実施主体の生産能力からして整備が必要不可欠な場合における製材ラインの増設等の木材加工流通施設整備	整備を予定する事業体の生産能力、協定等による被災地向けの生産量と整備予定施設との関係
木質バイオマス利用施設等整備	被災地向けに燃料用ペレット等を供給するために、事業体の生産能力からして整備が必要不可欠な場合における施設整備	整備を予定する事業体の生産能力、被災地向けの生産量と整備予定施設との関係
流通経費支援	協定等に基づき、被災地向けの木材の円滑な流通に必要な流通コスト支援	協定等による供給先と取扱量
地域協議会	協定締結等に必要な間伐・路網整備及び間伐材の供給・需要に係る調整	協議会の開催目的、参加メンバー
森林境界の明確化	(事業種目から除外)	—

(注) 「使途厳格化通知」に基づき作成。

前記のとおり、25年7月の使途厳格化通知の発出前の復興対策基金事業については、木材流通の川上から川下に至るまでの各段階で必要と見込まれる8事業種目を対象としていた。しかし、林野庁は、使途厳格化通知の発出後に対象とされた取組において「森林境界の明確化」の事業種目について、「直接被災地に木材を供給する取組である間伐等の前提となるものではあるが、その実施が直接被災地に木材を供給する取組には該当しないものである」と判断したことから、被災地以外では事業の対

象種目から除外している。

さらに、使途厳格化通知においては、直接被災地に木材が供給され利用されることが立証できないものは、これを国庫への返還要請の対象にするとしており、返還の時期については、直接被災地に木材を供給する取組に必要な予算額が明らかとなり、執行済み及び執行済みと認められるものを除いた残額が確定した時点が、速やかな返還の時期であるなどとしている。

以上のように、復興対策基金事業については、使途厳格化通知が発出されたことにより、被災地の復旧・復興を最優先に推進するとの認識の下、被災地における取組及び被災地以外において直接被災地に木材を供給する取組に使途が限定されることとなった。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

林野庁は、27年度までの集中復興期間に、東日本大震災の被災地域だけでは賄いきれない復興に必要な木材を安定供給する体制を構築することを政策目標として、23年度第3次補正予算により45道府県に計1399億4550万円の国庫補助金を交付して、道府県において23年度から26年度までの期間、復興対策基金事業を実施している。

林野庁は、復興対策基金事業について、復興に必要な木材を全国的に安定供給する体制を構築することで間接的供給により被災地の木材需要を満たすことを想定していたが、被災地との関連が明確でないものについて使途を厳格化すべきではないかなどの議論を踏まえて、25年7月に使途厳格化通知を発出し、被災地における取組及び被災地以外において直接被災地に木材を供給する取組に使途を限定することとした。一方、被災地の復興は道半ばであり、林野庁は今後も引き続き東日本大震災からの復旧・復興のための事業を実施していくとしていることから、これまでに多額の国費を原資として実施されてきた復興対策基金事業の内容、成果、課題等を分析及び検証することは、今後実施する復興のための事業の計画及び実施に当たり重要であると考えられる。

そこで、会計検査院は、上記の検証を進めるべく、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、これまでに実施された復興対策基金の執行状況等を確認するとともに、復興対策基金事業が実施要綱等に基づき適切に実施されているか、被災地の現状を踏まえた、復旧・復興のために効率的かつ効果的なものとなっているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

会計検査院は、林野庁から23年度に45道府県に交付された復興対策基金に係る計1399億4550万円の執行状況等について、林野庁において関係資料を徴するなどにより検査した。また、復興対策基金事業により、^(注3)22道県並びに管内の260市町村（財産区を含む。）及び847法人等の1,107団体が23年度から25年度までの間に実施した間伐等8事業種目計3,324件、事業費計549億5632万余円（国庫補助金相当額計332億8957万余円）を対象として、22道県において、事業計画書、事業実施状況報告書、原木安定供給プラン等により会計実地検査を行った。

上記のほか、木材の流通状況等について、協力が得られた範囲内で原木市場及び製品市場202か所から調書の提出を受けるとともに、このうち119か所に赴くなどして調査を行った。

(注3) 22道県 北海道、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、新潟、山梨、長野、三重、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡、長崎、大分、宮崎、沖縄各県

3 検査の状況

(1) 復興対策基金の造成及び国庫返還等の状況

ア 復興対策基金の造成及び使用状況

45道府県において、23年度第3次補正予算により交付された国庫補助金により造成された復興対策基金の造成額、25年度末までの使用額等の状況は、表5のとおりである。

復興対策基金の造成に当たり45道府県に交付した国庫補助金計1399億4550万円について、道府県別の交付額をみると、交付額が最も多いのは北海道119億8000万円、以下、大分、秋田、宮崎、長野、岐阜各県となっている。一方、被災地である青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野各県（以下、これらを合わせて「被災地」という。）の交付額は、計251億9000万円と全体の18.0%であり、特に甚大な被害を受けた岩手、宮城、福島各県（以下、これらを合わせて「東北3県」という。）の交付額は計99億5000万円と全体の7.1%となっている。

45道府県の基金使用額は、25年度末までに計612億0793万余円となっているが、これを道府県別にみると、使用額が最も多いのは北海道68億8879万余円、以下、秋田、大分、徳島、島根各県となっており、これら5道県における使用額だけで計188億6573万余円と使用額全体の30.8%を占めている。一方、被災地の使用額は、計104億4

742万余円と全体の17.1%であり、東北3県の使用額は計36億7498万余円と全体の6.0%となっている。

また、基金造成額に対する25年度末までの使用額の割合は、45道府県全体で43.7%となっているが、この割合を、使用額が多い北海道、秋田、大分、徳島、島根の5道県の合計で見ると55.0%と全体割合を大きく上回っているのに対し、被災地の合計は41.4%、東北3県の合計は36.9%と、全体の割合を下回っている。

そして、25年度末における復興対策基金の執行残額は、45道府県における運用益計3億9213万余円を加えた計791億2969万余円となっている。

表5 45道府県における復興対策基金の造成額及び使用額の状況（平成25年度末時点）

（単位：千円）

道府県	区分	基金造成額 (国庫補助金 交付額)	基金使用額 (平成25年度ま での取崩額)	基金造成額 に対する割合	運用益 (基金を原資と する運用益)	基金の 執行残額
		①	②	②/①×100	③	④=(①-②+③)
北海道	○	11,980,000	6,888,797	57.5%	36,234	5,127,436
青森県	※	2,300,000	721,839	31.3%	5,821	1,583,981
岩手県	※	4,300,000	2,059,142	47.8%	3,989	2,244,847
宮城県	※	2,050,000	997,130	48.6%	3,531	1,056,401
秋田県	○	6,000,000	3,434,973	57.2%	3,959	2,568,986
山形県		4,500,000	686,522	15.2%	5,961	3,819,438
福島県	※	3,600,000	618,713	17.1%	6,253	2,987,540
茨城県	※	950,000	660,844	69.5%	3,893	293,049
栃木県	※	3,025,000	2,165,777	71.5%	3,762	862,984
群馬県		2,050,000	1,100,310	53.6%	1,214	950,903
埼玉県		660,000	316,271	47.9%	6,901	350,630
千葉県	※	465,000	78,934	16.9%	230	386,296
新潟県	※	2,900,000	819,945	28.2%	1,747	2,081,801
富山県		1,900,000	730,368	38.4%	1,076	1,170,707
石川県		4,000,000	1,792,456	44.8%	16,053	2,223,596
福井県		2,000,000	675,250	33.7%	8,188	1,332,937
山梨県		420,000	152,283	36.2%	287	268,003
長野県	※	5,600,000	2,325,092	41.5%	3,411	3,278,318
岐阜県		5,600,000	1,949,916	34.8%	28,435	3,678,518
静岡県		3,000,000	1,583,831	52.7%	50,085	1,466,254
愛知県		1,120,000	570,734	50.9%	2,085	551,351
三重県		2,950,000	1,153,797	39.1%	7,883	1,804,086
滋賀県		1,330,000	188,821	14.1%	5,101	1,146,279
京都府		1,650,000	471,883	28.5%	5,558	1,183,675
大阪府		170,000	48,131	28.3%	343	122,212
兵庫県		3,230,000	1,591,021	49.2%	1,494	1,640,472
奈良県		2,050,000	408,893	19.9%	4,158	1,645,264
和歌山県		2,300,000	557,287	24.2%	14,512	1,757,224
鳥取県		4,100,000	1,274,292	31.0%	15,089	2,840,796
島根県	○	4,924,500	2,769,554	56.2%	2,016	2,156,962
岡山県		2,300,000	633,391	27.5%	5,941	1,672,550
広島県		2,850,000	1,807,844	63.4%	6,515	1,048,671
山口県		2,250,000	661,227	29.3%	1,297	1,590,070
徳島県	○	5,250,000	2,882,283	54.9%	12,887	2,380,603
香川県		246,000	78,319	31.8%	427	168,107
愛媛県		4,200,000	2,021,163	48.1%	8,319	2,187,155
高知県		5,200,000	2,137,201	41.1%	22,022	3,084,821
福岡県		1,820,000	687,063	37.7%	5,668	1,138,605
佐賀県		900,000	420,593	46.7%	3,764	483,171
長崎県		1,900,000	873,855	45.9%	5,084	1,031,229
熊本県		5,050,000	2,666,404	52.8%	14,890	2,398,485
大分県	○	6,100,000	2,890,126	47.3%	20,846	3,230,720
宮崎県		6,000,000	2,767,500	46.1%	13,960	3,246,460
鹿児島県		4,700,000	1,885,638	40.1%	21,189	2,835,550
沖縄県		55,000	2,495	4.5%	32	52,537
計(A)		139,945,500	61,207,931	43.7%	392,130	79,129,699
うち※の小計(B)		25,190,000	10,447,421	41.4%	32,641	14,775,219
うち東北3県(C)		9,950,000	3,674,986	36.9%	13,775	6,288,788
うち○の小計(D)		34,254,500	18,865,734	55.0%	75,944	15,464,709
(B)/(A)		18.0%	17.1%			
(C)/(A)		7.1%	6.0%			
(D)/(A)		24.5%	30.8%			

注(1) ※は、被災地である県。

注(2) ○は、基金使用額が多い5道県。

注(3) 基金使用額、運用益、基金の執行残額は、端数処理を行っているため、各欄の数値を合計しても計欄の数値と一致しないものがある。

イ 復興対策基金の国庫返還の状況

前記のとおり、25年7月の使途厳格化通知により、復興対策基金事業については、26年度からは直接被災地に木材を供給する取組等に限定されたことなどから、45道府県のうち被災地を除く36道府県において、26年度の事業予定額から直接被災地に木材を供給する取組に係るものを除く額を国庫返還額とするなどしており、一部の道府県は、返還に際してそれまでに発生した運用益も含めて返還している。

復興対策基金の国庫返還額は、表6のとおり、36道府県において計394億3218万余円となっており、このうち23道府県においては返還に際してそれまでに発生した運用益も含めているのに対し、13県においてはこれを含めておらず、府県によって取扱いが区々となっていた。

また、返還に伴い、45道府県における復興対策基金の25年度末残高は、表6のとおり、計396億9751万余円となっている。この基金残高については、実施要綱等によれば、26年度末に復興対策基金事業が終了した後、国庫に返還されることとされている。

表6 復興対策基金の国庫返還の状況

(単位：千円)

区分 道府県	国庫補助金 交付額 平成23年度第3 次補正予算	国庫返還額					(参考) 平成25年度末 基金残高
		返還額 ①=②+③	返還額の内訳		債権発生日	国庫返還日	
			補助金残額 ②	運用益 ③			
北海道	11,980,000	4,532,168	4,495,923	36,244	平成26.3.26	平成26.4.8	595,268
青森県 ※	2,300,000						1,583,981
岩手県 ※	4,300,000						2,244,847
宮城県 ※	2,050,000						1,056,401
秋田県	6,000,000	1,036,959	1,036,959	0	26.3.27	26.4.14	1,532,027
山形県	4,500,000	841,000	837,894	3,106	26.3.20	26.3.31	2,978,438
福島県 ※	3,600,000						2,987,540
茨城県 ※	950,000						293,049
栃木県 ※	3,025,000						862,984
群馬県	2,050,000	859,425	858,211	1,214	26.3.19	26.4.1	91,478
埼玉県	660,000	196,234	192,049	4,184	26.2.20	26.3.11	154,396
千葉県 ※	465,000						386,296
新潟県 ※	2,900,000						2,081,801
富山県	1,900,000	729,336	729,336	0	26.2.28	26.3.19	441,371
石川県	4,000,000	1,404,730	1,404,730	0	26.3.13	26.3.31	818,866
福井県	2,000,000	1,129,118	1,120,930	8,188	26.3.26	26.4.14	203,819
山梨県	420,000	246,325	246,037	287	26.3.20	26.4.8	21,678
長野県 ※	5,600,000						3,278,318
岐阜県	5,600,000	2,143,508	2,143,508	0	26.1.22	26.2.10	1,535,009
静岡県	3,000,000	1,095,927	1,062,269	33,657	26.1.8	26.1.24	370,326
愛知県	1,120,000	422,083	419,900	2,183	26.3.20	26.4.8	129,267
三重県	2,950,000	1,346,082	1,346,082	0	26.3.12	26.3.31	458,004
滋賀県	1,330,000	969,621	969,621	0	25.12.13	25.12.26	176,658
京都府	1,650,000	943,661	940,467	3,193	26.3.27	26.4.15	240,014
大阪府	170,000	122,212	121,868	343	26.2.20	26.3.10	0
兵庫県	3,230,000	1,640,472	1,638,978	1,494	26.3.24	26.4.11	0
奈良県	2,050,000	1,427,170	1,423,652	3,517	26.1.9	26.1.22	218,094
和歌山県	2,300,000	1,553,946	1,545,325	8,620	26.1.27	26.2.14	203,278
鳥取県	4,100,000	1,592,000	1,582,336	9,663	26.2.19	26.3.7	1,248,796
島根県	4,924,500	648,779	646,763	2,016	26.3.26	26.4.14	1,508,182
岡山県	2,300,000	267,753	267,753	0	26.3.20	26.4.8	1,404,796
広島県	2,850,000	907,615	901,099	6,515	26.3.26	26.4.14	141,055
山口県	2,250,000	1,519,517	1,518,246	1,270	26.3.26	26.4.11	70,553
徳島県	5,250,000	695,357	695,357	0	26.3.24	26.4.2	1,685,245
香川県	246,000	92,287	92,287	0	26.1.27	26.2.14	75,819
愛媛県	4,200,000	1,142,506	1,140,238	2,268	26.2.20	26.3.11	1,044,648
高知県	5,200,000	705,701	705,701	0	26.3.27	26.4.15	2,379,120
福岡県	1,820,000	759,387	759,387	0	26.3.26	26.4.14	379,217
佐賀県	900,000	262,000	258,235	3,764	26.3.26	26.4.14	221,171
長崎県	1,900,000	932,882	932,882	0	26.3.24	26.4.11	98,347
熊本県	5,050,000	1,496,293	1,481,403	14,890	26.3.24	26.4.11	902,192
大分県	6,100,000	1,581,347	1,560,500	20,846	26.3.20	26.3.31	1,649,373
宮崎県	6,000,000	1,981,136	1,981,136	0	26.3.19	26.4.7	1,265,324
鹿児島県	4,700,000	2,155,100	2,133,889	21,211	26.3.19	26.3.31	680,449
沖縄県	55,000	52,537	52,504	32	26.3.31	26.4.15	0
計	139,945,500	39,432,186	39,243,469	188,717	債権発生日：36道府県	返還済：36道府県	39,697,512

注(1) ※は、被災地である県。

注(2) 国庫返還日は、日本銀行歳入代理店への入金年月日。

注(3) 国庫返還額及び平成25年度末基金残高は端数処理を行っているため、各項目を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

注(4) 平成25年度末基金残高は、国庫補助金交付額に表5の運用益を加えたものから返還額及び表5の基金使用額を差し引いた基金残額である。

(2) 復興対策基金事業による各事業種目の実施状況

会計実地検査の対象とした22道県において、25年度までに復興対策基金事業で実施した8事業種目に係る事業費は、前記のとおり、計549億5632万余円となっており、これに係る国庫補助金相当額は計332億8957万余円となっている。

事業種目別の支出額等をみると、表7のとおりとなっており（年度別、道県別の各事業種目の支出額等については、巻末別表3参照）、木材流通の川上の対策として実施した②「間伐等」、③「林内路網整備」、④「森林境界の明確化」及び⑤「高性能林業機械等の導入」の4事業種目は計198億3996万余円（全体比59.6%）となっており、間伐等により実際に増産された原木は973,563m³となっている。一方、木材流通の川下の対策として実施した⑥「木材加工流通施設等整備」、⑦「木質バイオマス利用施設等整備」及び⑧「流通経費支援」の3事業種目は計127億2752万余円（同38.2%）となっている。このうち、①「地域協議会の運営等」は、22道県全体としては支出額全体の1.9%と支出割合は低いが、北海道及び長野県において事業計画の作成や事業実施のための調査、地域材利用拡大等の普及や事業実施のための研修等の取組等を数多く実施していること、また、福島県において木材の放射性物質対策に関する調査等を実施していることなどから、これら3道県で計3億5161万余円と同事業種目の支出総額6億3683万余円の55.2%を占めている。また、⑧「流通経費支援」は、22道県全体としては支出額全体の2.2%と支出割合は低いが、岩手、宮城両県において生産される原木の出荷先となっていた県内の合板工場が被災したことなどにより、原木を他県に輸送するなどしたことから、2県で計6億1926万余円と同事業種目の支出総額7億4375万余円の83.3%を占めている。

道県別にみると、北海道の支出総額に対する③「林内路網整備」に係る支出額41億4772万余円の占める割合は60.2%となっており、22道県における同事業種目に係る支出総額115億4107万余円に対しても35.9%と高い割合となっている。

表7 22道県における平成25年度までの各事業種目の支出額等

事業種目 道県	① 地域協会の運営等	② 間伐等	③ 林内路網整備	④ 森林境界の明確化	⑤ 高性能林業機械等の導入	⑥ 木材加工流通施設等整備	⑦ 木質バイオマス利用施設等整備	⑧ 流通経費支援	指導等事業	計
	千円	[m3] (ha) 千円	(m) 千円	(ha) 千円	(台) 千円	(施設) 千円	(施設) 千円	(m3) 千円	千円	千円
北海道	189,910	[134,858] (3,704) 577,368	(208,903) 4,147,723	(149) 2,900	(63) 589,628	(23) 768,388	(22) 568,738	(22,177) 21,706	22,433	6,888,797
岩手県 ※	8,000	[55,892] (1,007) 211,831	(73,524) 252,624	(50) 2,250	(18) 178,912	(9) 874,624	(1) 11,000	(249,279) 519,276	624	2,059,142
宮城県 ※	1,607	[46,025] (594) 132,366	(47,101) 117,970	(-) -	(35) 305,099	(7) 279,875	(1) 59,821	(68,303) 99,987	403	997,130
福島県 ※	78,554	[786] (30) 3,623	(15,640) 63,385	(460) 20,700	(-) -	(9) 236,101	(4) 188,377	(14,921) 27,785	186	618,713
茨城県 ※	-	[24,126] (294) 134,977	(60) 7,402	(-) -	(19) 130,430	(5) 383,267	(-) -	(5,437) 4,768	-	660,844
栃木県 ※	43,440	[76,114] (778) 398,903	(7,851) 93,086	(222) 9,900	(11) 62,850	(20) 1,180,973	(2) 376,448	(-) -	176	2,165,777
新潟県 ※	55,356	[8,855] (162) 47,988	(18,174) 242,440	(188) 8,460	(3) 22,150	(4) 134,777	(6) 297,787	(8,378) 10,950	35	819,945
山梨県	7,300	[905] (18) 9,227	(5,000) 10,000	(10) 450	(10) 57,134	(4) 46,775	(4) 21,017	(190) 380	-	152,283
長野県 ※	83,146	[78,351] (1,412) 391,142	(240,893) 765,126	(1,596) 71,419	(44) 330,117	(11) 278,461	(333) 392,203	(7,300) 10,567	2,909	2,325,092
三重県	44,659	[44,858] (986) 313,897	(25,677) 41,252	(2,325) 100,008	(7) 55,760	(18) 451,303	(2) 138,065	(4,960) 8,851	-	1,153,797
奈良県	12,615	[14,307] (293) 84,358	(10,744) 18,512	(742) 27,707	(5) 21,175	(13) 209,795	(29) 18,330	(5,681) 9,963	6,438	408,893
和歌山県	-	[53,558] (1,183) 461,735	(3,125) 27,240	(-) -	(10) 49,536	(-) -	(1) 14,184	(3,769) 4,463	129	557,287
岡山県	1,000	[52,385] (700) 204,228	(127,641) 198,740	(-) -	(23) 164,005	(1) 62,790	(1) 2,500	(-) -	127	633,391
広島県	10,442	[72,093] (865) 288,092	(439,941) 869,550	(1,157) 52,065	(15) 113,825	(10) 472,534	(-) -	(-) -	1,333	1,807,844
山口県	25,027	[13,841] (312) 60,636	(202,165) 381,245	(56) 1,800	(12) 82,935	(6) 107,090	(-) -	(2,491) 2,491	-	661,227
愛媛県	22,000	[80,224] (1,086) 510,849	(248,807) 845,448	(678) 30,510	(47) 238,954	(12) 209,666	(5) 160,596	(2,978) 2,575	564	2,021,163
高知県	-	[21,733] (295) 84,522	(53,057) 516,932	(1,718) 72,279	(17) 118,072	(3) 1,209,021	(29) 118,939	(11,014) 13,929	3,507	2,137,201
福岡県	629	[13,111] (172) 61,210	(36,955) 323,736	(20) 900	(20) 108,324	(7) 190,822	(-) -	(-) -	1,440	687,063
長崎県	26,799	[14,026] (313) 89,374	(50,961) 324,305	(-) -	(8) 52,490	(4) 379,386	(-) -	(1,000) 1,500	-	873,855
大分県	1,884	[85,983] (1,377) 362,667	(329,902) 1,071,161	(-) -	(40) 279,665	(13) 344,817	(1) 800,000	(2,445) 3,740	26,191	2,890,126
宮崎県	24,426	[81,249] (1,378) 244,934	(128,025) 1,223,188	(1,073) 47,700	(30) 212,383	(16) 611,651	(5) 383,648	(824) 821	18,748	2,767,500
沖縄県	36	[274] (5) 2,458	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	-	2,495
計	636,838	[973,563] (16,973) 4,676,394	(2,274,152) 11,541,072	(10,447) 449,048	(437) 3,173,445	(195) 8,432,121	(446) 3,551,653	(411,150) 743,754	85,248	33,289,576
全体に占める割合	1.9%		59.6%			38.2%		0.3%		100.0%

注(1) ※は、被災地である県。

注(2) 各事業種目の数値は端数処理を行っているため、各項目を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

また、復興対策基金事業は、復興に必要な木材を全国規模で安定供給する体制を構築することを政策目標とするものであり、25年7月の使途厳格化通知に基づき、26年度からは直接被災地に木材を供給する取組等に限定されることとなったところではあるが、それ以前に実施された各事業種目においては、次のような事態が見受けられた。

ア 「地域協議会の運営等」の実施状況

前記のとおり、実施要綱等によれば、復興対策基金事業の実施に当たり、各地域において木材の安定供給体制の確立、基金事業の円滑な実施のための調整等を行うことを目的として、市町村、森林組合等から構成される地域協議会を設置することとされている。

このため、復興対策基金事業の円滑な実施のための調整等を行うこととされている地域協議会の運営等の状況を検査したところ、国内供給の増加にはつながらない輸出の促進に関する調査を行っているなどの事態が4件見受けられた。これについて事例を示すと次のとおりである。

<事例1> 国内供給の増加にはつながらない調査を行っていたもの

長崎県は、平成24年度に復興対策基金事業の事業主体として、地域協議会の運営等による調査事業を事業費2,772,000円（国庫補助金相当額同額）で実施している。

しかし、当該事業は、「県産材トライアル輸出業務」であり、県産材の韓国への輸出を促進することを目的として、同国の製材の現状や住宅事情等について調査を行い、それに見合った輸出候補となる木材製品や輸出先企業について検討した上で、実証試験の位置付けで木材を輸出する内容となっており、実際に、同県は、木材製品を同国の製材工場に27 m³輸出していた。

イ 「間伐等」の実施状況

林野庁は、前記のとおり、基金事業の実施に当たり集約化通知に基づき、集約化施業を加速することとしており、間伐等の実施について、「集団的であること又は路網により一体的な連続性があること」などを要件としている。事業主体は、これらの要件を踏まえて施業地の選定を行って集約化施業を推進している。

そして、復興対策基金事業として実施する間伐等については、復興に必要な木材を安定供給する体制を構築することなどを目的としていることから、集約化通知の要件に加えて、「森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領の運用について」

（平成21年21林整計第87号林野庁長官通知。23年11月改正。以下「運用通知」という。）において、1事業当たり、搬出間伐による搬出総材積量を施業地の総面積で除

した値が1ha当たり平均20m³以上であることなどを、当該事業の採択基準としている。

(ア) 集約化施策が可能な施業地を適切に選定していなかったもの

(注4)

東北3県を除く19道県管内の384事業主体のうち12道県管内の52事業主体が24、25両年度で実施した間伐等940ha、事業費計1億3523万余円（国庫補助金相当額計7227万余円）は、点在していて路網による連続性がない施業地（以下「点在地」という。）であり、高性能林業機械を効率的に活用するなどの集約的な間伐等が実施可能なものとなっていなかった。しかし、事業主体は、上記の点在地を、「隣接していて一体的な連続性のある施業地」に含めていたり、小規模な点在地同士を合算していたりなどして施業地を選定していた。

さらに、このうち12道県管内の48事業主体が実施した間伐等926ha、事業費計1億3169万余円（国庫補助金相当額計7011万余円）については、施業地全体では採択基準である1ha当たり平均20m³以上の搬出材積量を確保しているものの、伐採してその場に切り捨てるため、原木の増産につながらない切捨間伐を実施している施業地となっていた。しかし、このような切捨間伐を実施している施業地については、復興に必要な木材を安定供給する体制を構築するという復興対策基金事業の趣旨に沿ったものとは認められない。

(注4) 12道県 北海道、茨城、新潟、長野、三重、奈良、和歌山、岡山、山口、愛媛、大分、宮崎各県

これについて事例を示すと次のとおりである。

<事例2> 集約化が促進されていないものや搬出間伐の施業地とは無関係な点在地の切捨間伐を含めていたもの

北海道紋別郡滝上町は、平成24年度に、復興対策基金事業により、事業費54,931,308円（国庫補助金相当額28,109,892円）で201haの間伐等を実施し、当該間伐等によって、材積量6,993m³を搬出しており、同町は、施業地1ha当たりの搬出材積量が34m³となることから、復興対策基金事業の間伐等の要件を満たしているとして、補助金の交付を受けていた。

しかし、上記201haのうち、16.9ha、事業費2,209,522円（国庫補助金相当額1,130,673円）については、点在地での間伐であり、さらにこのうち、16.2ha、事業費2,003,188円（国庫補助金相当額1,025,087円）については、搬出間伐を実施している施業地とは無関係な点在地において切捨間伐を実施していた。

なお、林野庁は、上記の指摘を踏まえ、集約化施策における間伐等を実施する際の施業地の選定基準を具体的に示すとともに、事業主体に対して、森林整備事

業等における集約化施業の必要性や復興対策基金事業における間伐等は搬出間伐が主目的であることを都道府県を通じて周知徹底を図る処置を講じた。

(イ) 間伐等により搬出した間伐材が国内需要を満たしていなかったもの

復興対策基金事業により間伐等を実施しているものの、搬出した間伐材の一部が輸出されている事態が3件見受けられた。

これについて事例を示すと以下のとおりである。

<事例3> 間伐等により搬出した間伐材を輸出していたもの

長崎県対馬市は、平成24年度に、復興対策基金事業により、同市内において事業費14,817,600円（国庫補助金相当額11,150,558円）で15施業地、14haの間伐等を実施し、材積量883m³を搬出している。同市は、この間伐材を同市内の木材加工事業体等に売り払っているが、このうち365m³については、韓国に輸出されていた。

ウ 「森林境界の明確化」の実施状況

森林境界の明確化は、運用通知等によれば、森林所有者や森林境界が不明であるなど間伐等の集約化施業の前提条件が整わない森林において行うものとされており、森林境界の明確化を実施した事業主体は、間伐等を実施するため計画を策定し、それに基づき間伐等を実施することとされている。

しかし、森林境界の明確化の実施後相当期間が経過しているにもかかわらず間伐等を実施することとしていない事態が6件見受けられた。

これについて事例を示すと次のとおりである。

<事例4> 森林境界の明確化後において間伐等を実施することとしていなかったもの

宇摩森林組合（愛媛県四国中央市所在）は、平成24年度に、復興対策基金事業により、事業費4,142,400円（国庫補助金相当額4,050,000円）で対象森林18か所、94haの森林境界の明確化を実施している。森林境界の明確化については、運用通知によれば、事業主体は、森林境界が明確になった後に、間伐等を実施するための計画を策定することとされている。

しかし、同森林組合は、会計実地検査時点（26年4月）において、18か所のうち8か所については当該計画を策定していたものの、残りの10か所については、木材価格の低迷等から、森林所有者の同意を得ることができず、当該計画の策定には至っていなかった。

(3) 原木安定供給プランの作成等の状況

前記のとおり、復興対策基金事業においては、増産された原木の安定的な取引を目指すために、地域協議会の下に設置された供給部会において、24年度から26年度までを対象として、24年12月末までに原木供給計画量や締結しようとする取引協定、被災地の復興に貢献するための方策等を記載した原木安定供給プランを道府県に提出し、承認を受けることとされている。

そこで、22道県に対する原木安定供給プランの提出や道県における承認状況を検査したところ、次のような状況となっていた。

供給部会から道県への原木安定供給プランの提出時期は、表8のとおり、全ての道県において、24年12月末以降となっており、24年度においては、原木安定供給プランが作成されるまでの9か月程度の間は、原木の安定供給を通じてどのように被災地の復興に貢献するのか明らかにされておらず、原木が増産される一方でその安定的な取引を目指すとする趣旨が明確にされないまま事業が実施されていた。また、道県における原木安定供給プランの承認は、表8のとおり、11道県が25年2月以降承認しており、24年度内の大半の期間、道県としての原木安定供給プランの妥当性を判断しないままに復興対策基金事業が実施されていた。

なお、宮城県において復興関連業務が多岐にわたっていたこと、長野県において大型製材工場の県内での開設計画に伴い木材供給量の把握に時間を要したこと、奈良県において23年9月に発生した紀伊半島大水害による復興関連業務に時間を要したこと、及び宮崎県において大手製材会社の県内進出に伴う木材供給見込量の把握に時間を要したことなどにより、原木安定供給プランの提出や承認が遅れた事態も見受けられた。

表8 原木安定供給プランの提出及び承認状況

区分 道県	供給部会の名称	供給部会の提出 年月日	道県の承認 年月日
北海道	北海道林業・木材産業対策協議会原木安定供給部会	平成24.12.26	平成25.3.25
岩手県	岩手県森林整備加速化・林業再生協議会流通部会	24.12.28	25.1.10
宮城県	みやぎ緑の産業再生プロジェクト推進協議会原木安定供給部会	25.2.27	25.4.30
福島県	福島県森林整備加速化・林業再生協議会素材安定供給部会	24.12.27	24.12.28
茨城県	茨城県森林整備加速化・林業再生基金事業推進協議会供給部会	24.12.28	25.1.9
栃木県	栃木県森林整備加速化・林業再生事業推進協議会原木安定供給部会	24.12.27	25.1.31
新潟県	越後杉素材安定供給部会	24.12.28	25.3.29
山梨県	山梨県森林整備加速化・林業再生協議会供給部会	24.12.27	25.2.1
長野県	長野県森林整備加速化・林業再生協議会供給部会	25.3.29	25.4.10
三重県	三重県森林整備加速化・林業再生協議会供給部会	24.12.26	25.2.22
奈良県	奈良県緑の産業再生プロジェクト事業推進協議会供給部会	25.3.26	25.4.1
和歌山県	和歌山県木材安定供給専門部会	24.12.21	24.12.26
岡山県	岡山県原木安定供給部会	24.12.28	24.12.28
広島県	広島県林業・木材産業活性化推進協議会森林整備・素材生産部会	24.12.27	25.3.15
山口県	山口県森林整備加速化・林業再生推進協議会供給部会	24.12.28	25.1.7
愛媛県	愛媛県森林そ生対策協議会原木の安定供給部会	24.12.25	25.1.25
高知県	高知県原木安定供給部会	24.12.7	24.12.27
福岡県	福岡県森林整備加速化・林業再生事業推進協議会供給部会	24.12.28	25.1.30
長崎県	木材流通拡大協議会木材安定供給部会	24.12.21	25.2.15
大分県	大分県森林整備加速化・林業再生事業推進協議会原木安定供給部会	24.12.27	25.3.5
宮崎県	宮崎県緑の産業再生プロジェクト推進協議会森林整備・原木安定供給部会	25.5.16	25.5.23
沖縄県	新沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金地域協議会	24.12.28	25.1.4

以上のように、24年度の復興対策基金事業の実施については、24年度から26年度までの期間を対象として作成することとされている原木安定供給プランの提出期限が24年12月末とされていたり、また、個別の事情により遅れたものも見受けられたが、実際の道県における承認の半数が25年2月以降となっていたりして、原木の安定的な供給体制を構築することで被災地の復興に貢献するという同プランの趣旨が十分に生かされていなかったと認められる。

また、供給部会が原木安定供給プランに基づくものとしている取引協定は、24、25両年度で計638件、協定量2,843,043m³となっているが、このうち、同プランの提出後に新たに締結され、同プランに基づくと判断できる協定は計121件、554,781m³（協定量全体に占める割合19.5%）にすぎなかった。

さらに、原木安定供給プランに基づくと判断できる24、25両年度の取引協定のうち、

被災地以外の10県における取引協定は計94件、253,071m³となっているが、県外の木材加工事業体等との取引協定は計5件、33,600m³（被災地以外の協定量全体に占める割合13.3%）にすぎず、また、被災地の木材加工事業体等との間の取引協定は全く締結されていなかった（詳細については、巻末別表4及び5参照）。

(4) 木材の流通状況に係る調査結果

復興対策基金事業は、前記のとおり、復興に必要な木材を全国規模で安定供給する体制を構築することで、間接的供給により被災地の木材需要を満たす効果を想定している。

そこで、会計検査院は、間接的供給の実態を把握して復興対策基金事業の効果の検証に資するため、会計実地検査を行った22道県を対象に、原木の主な流通方法である直接的取引と市売りによる流通状況について調査及び分析することとした。

直接的取引による流通状況については、原木安定供給プランに基づくものと認められる取引協定に22道県が把握している取引協定を加えた直接的取引による木材の取引状況、当該原木を用いて生産された木材製品の出荷状況について調査した。

また、市売りによる流通状況については、22道県では、いずれも復興対策基金事業の間伐等により生産した原木について、原木市場からの出荷状況、最終的な出荷先等を把握していないことに加え、原木市場によれば、復興対策基金事業の間伐等による原木に限定しての出荷先を把握することは困難であるとのことであった。これらのことから、調査に当たっては、事業を特定せずに、原木市場で取り扱われた原木全体を対象として原木市場からの出荷状況等について取りまとめるとともに、製品市場からの木材製品の出荷状況等についても調査した。

さらに、会計実地検査を行った22道県のうち被災地である岩手、宮城、福島、茨城、栃木、新潟、長野各県（以下、これらを合わせて「被災7県」という。）は、農林水産省が国内の木材の需要と供給の状況を明らかにすることを目的として、製材工場、木材チップ工場等を対象として調査している「木材需給報告書」により、木材の入荷量等を推計していることから、これを用いて原木の入荷量及び入荷先について分析した。

その結果をまとめると、表9のとおりであり、22道県のうち被災地以外の北海道、山梨、三重、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡、長崎、大分、宮崎、沖縄各県（以下、これらを合わせて「被災地以外の15道県」という。）から被災地への出荷は極めて少ない状況となっていた。

表9 被災地以外の15道県から被災地への木材の流れ（平成24、25両年度）

（単位：m3）

被災地以外における出荷		流通 形態	左のうち被災地への出荷			
取引対象	出荷総量		出荷量	出荷総量に 占める割合	うち東北3県への出荷	
					出荷量	出荷総量に 占める割合
原木（15道県）	2,476,261	直接的 取引	—	—	—	—
木材 製品（上記の原木を用いて生産されたもの）	2,482,227		92,567	3.7%	23,438	0.9%
原木（沖縄県を除く14道県）	6,911,797	市 売 り	3,502	0.1%	—	—
木材 製品（山梨、和歌山、山口、沖縄各県を除く11道県）	1,059,503		14,238	1.3%	93	0.0%

また、会計実地検査を行った22道県のうち、被災7県における被災地以外からの木材の入荷量と被災地以外への出荷量を比較すると、表10のとおり、東北3県は、被災地以外からの入荷量が被災地以外への出荷量を一部で上回っていたが、被災地である茨城、栃木、新潟、長野各県（以下、これらを合わせて「被災4県」という。）を含めた被災7県全体でみると、被災地以外への出荷量が被災地以外からの入荷量を上回っていた。

表10 被災7県における木材の入出荷状況

(単位：m3)

被災7県 (全体)					
		入荷		出荷	
原木	入荷量	2,261,640	原木市場 (平成24、25両年度)	出荷量	2,234,575
	うち被災地以外からの入荷量	45,453		うち被災地以外への出荷量	328,128
木材製品	入荷量	706,380	製品市場 (平成24、25両年度)	出荷量	733,681
	うち被災地以外からの入荷量	16,289		うち被災地以外への出荷量	66,123
原木	入荷量	4,080千	木材需給報告書 (平成24年)	出荷量	3,623千
	うち被災地以外からの入荷量	168千		うち被災地以外への出荷量	202千

(内訳)

東北3県					
		入荷		出荷	
原木	入荷量	840,351	原木市場 (平成24、25両年度)	出荷量	824,545
	うち被災地以外からの入荷量	6,582		うち被災地以外への出荷量	40,708
木材製品	入荷量	54,235	製品市場 (平成24、25両年度)	出荷量	54,458
	うち被災地以外からの入荷量	6,886		うち被災地以外への出荷量	3,220
原木	入荷量	2,965千	木材需給報告書 (平成24年)	出荷量	2,372千
	うち被災地以外からの入荷量	107千		うち被災地以外への出荷量	43千

被災4県					
		入荷		出荷	
原木	入荷量	1,421,288	原木市場 (平成24、25両年度)	出荷量	1,410,029
	うち被災地以外からの入荷量	38,871		うち被災地以外への出荷量	287,419
木材製品	入荷量	652,145	製品市場 (平成24、25両年度)	出荷量	679,223
	うち被災地以外からの入荷量	9,403		うち被災地以外への出荷量	62,903
原木	入荷量	1,115千	木材需給報告書 (平成24年)	出荷量	1,251千
	うち被災地以外からの入荷量	61千		うち被災地以外への出荷量	159千

(注) 被災4県の製品市場の入荷量及び出荷量のうち、入荷元が不明なものが391,227m³ (60.0%)、出荷先が不明なものが156,984m³ (23.1%)ある。

このように、被災地から被災地以外への出荷量が、被災地以外から被災地への入荷量を上回っている中で、次のとおり、復興対策基金事業の事業種目である流通経費支援を積極的に活用し、岩手県から被災地以外へ原木を出荷している状況が見受けられた。

<参考事例> 流通経費支援を活用して被災地の原木を被災地以外へ出荷していたもの

岩手県においては、原木の直接の出荷先となっていた県内沿岸部の大型合板工場や製材工場が被災し操業不能となったことに伴い、行き場が失われた原木の一部を県内の原木市場で受け入れるなどしていたことから、原木市場の入荷総量は、23年は122,357m³となり被災前の22年の111,142m³を上回っていた。さらに、県内の原木市場で受け入れることができなかった原木の一部については、岩手県森林組合連合会等が、復興対策基金事業の事業種目である流通経費支援を活用し、代替となる出荷先として、被災地の宮城県のみならず被災地以外の岐阜県、鳥取県等にも出荷していた。

上記の調査分析対象は、被災7県及び被災地以外の15道県であり、また、調査は、各道県が把握する取引協定に基づく取引、調査の協力が得られた原木市場及び製品市場における取引に限定されている。このため、被災地以外に所在する全国的な住宅建築を手掛ける大手ハウスメーカー等が、被災地以外で生産された木材を用いて被災地で住宅を建築する場合や、被災地以外で生産された木材製品が、被災地以外の小売業者等を経由して被災地に供給される場合等の間接的供給については、今回の調査では把握できなかった。

このように、今回の会計検査院の調査及び分析は網羅的なものではないが、調査した範囲においては、被災地以外から被災地への木材の供給は、極めて限定的なものにとどまっていた。

以上の状況を、ア 被災地以外の15道県における木材の出荷状況、イ 東北3県における木材の入荷状況、ウ 被災4県における木材の入荷状況に分けて示すと、以下のとおりである（その他の入出荷状況については巻末別表6から15参照）。

ア 被災地以外の15道県における木材の出荷状況

(ア) 直接的取引による木材の出荷状況

24、25両年度における15道県の直接的取引による原木の取引状況をみると、表11のとおり、被災地以外の15道県の素材生産事業者は、木材加工事業者等との間で計1,042件、3,481,335m³の取引協定を締結している。これらの取引協定のうち、同一道県内の木材加工事業者等との協定は961件、3,224,233m³（全体に占める割合92.6%）であるのに対し、県外の木材加工事業者等との協定は81件、257,102m³（同7.4%）となっており、直接的取引においては、県外に向けた原木の出荷は僅かであり、計1,042件の取引協定全体をみても、被災地の木材加工事業者等との取引協定は締結されていない。

また、実際の取引量は、協定量の71.1%に当たる計2,476,261m³であり、このうち、同一道県内の木材加工事業体等との取引量は2,239,718m³（同90.4%）、県外の木材加工事業体等との取引量は236,543m³（同9.6%）となっており、直接的取引による原木の出荷先はその大半が同一道県内となっている。

表11 被災地以外の15道県における取引協定による原木の取引状況（平成24、25両年度）

(単位：件、m3)

素材生産事業体 所在	締結 件数	木材加工事業体等 所在		協定量 (計画)		取引量 (実績)	
北海道	174	被災地以外	174	692,840	475,524		
		道内	174	692,840	475,524		
		被災地	—	—	—		
山梨県	13	被災地以外	13	52,620	34,428		
		同一県内	8	32,300	17,831		
		県外	5	20,320	16,597		
		被災地	—	—	—		
三重県	123	被災地以外	123	247,503	68,641		
		同一県内	115	223,003	57,085		
		県外	8	24,500	11,556		
		被災地	—	—	—		
奈良県	61	被災地以外	61	106,508	43,875		
		同一県内	55	91,558	26,431		
		県外	6	14,950	17,443		
		被災地	—	—	—		
和歌山県	66	被災地以外	66	163,152	103,394		
		同一県内	62	123,577	91,013		
		県外	4	39,575	12,380		
		被災地	—	—	—		
岡山県	42	被災地以外	42	237,400	116,205		
		同一県内	42	237,400	116,205		
		被災地	—	—	—		
広島県	80	被災地以外	80	302,340	273,081		
		同一県内	70	282,740	269,173		
		県外	10	19,600	3,908		
		被災地	—	—	—		
山口県	33	被災地以外	33	168,950	182,047		
		同一県内	31	154,950	147,276		
		県外	2	14,000	34,771		
		被災地	—	—	—		
愛媛県	91	被災地以外	91	315,381	209,430		
		同一県内	91	315,381	209,430		
		被災地	—	—	—		
高知県	39	被災地以外	39	208,130	157,603		
		同一県内	33	155,830	121,113		
		県外	6	52,300	36,489		
		被災地	—	—	—		
福岡県	64	被災地以外	64	82,500	63,408		
		同一県内	64	82,500	63,408		
		被災地	—	—	—		
長崎県	9	被災地以外	9	25,193	28,586		
		県外	9	25,193	28,586		
		被災地	—	—	—		
大分県	172	被災地以外	172	517,128	367,980		
		同一県内	141	470,464	293,171		
		県外	31	46,664	74,809		
		被災地	—	—	—		
宮崎県	73	被災地以外	73	361,400	351,778		
		同一県内	73	361,400	351,778		
		被災地	—	—	—		
沖縄県	2	被災地以外	2	290	274		
		同一県内	2	290	274		
		被災地	—	—	—		
合計	1,042	計	1,042	3,481,335	2,476,261		
		被災地以外	1,042	3,481,335	2,476,261		
		同一道県内	961	92.6%	3,224,233	90.4%	2,239,718
		県外	81	7.4%	257,102	9.6%	236,543
		被災地	—	—	—	—	—

注(1) 締結件数及び協定量は、平成24、25両年度に締結されている取引協定の締結件数及び協定量を合算したものである。また、取引量は、取引協定に基づく実際の取引量を合算したものである。

注(2) 協定量及び取引量は端数処理を行っているため、各項目を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

また、24、25両年度において、被災地以外の15道県の素材生産事業者との取引協定により原木の供給を受けた木材加工事業者等について、当該原木を用いて生産した木材製品の出荷状況を、道県を通じて調査したところ、表12のとおり、出荷量は計2,482,227m³となっている。出荷先及び出荷量をみると、596,398m³（全体に占める割合24.0%）は出荷先が「不明」となっているものの、被災地以外への出荷が1,776,442m³（同71.6%）であるのに対し、被災地への出荷は僅か92,567m³（同3.7%）となっており、東北3県への出荷は23,438m³（同0.9%）と1.0%に満たない状況となっている。

表12 被災地以外の15道県の原木により生産した木材製品の出荷量等（平成24、25両年度）

（単位：m³）

木材製品の出荷先	出荷量	全体に占める割合
被災地以外	1,776,442	71.6%
被災地	92,567	3.7%
東北3県	23,438	0.9%
岩手県	17,495	0.7%
宮城県	5,513	0.2%
福島県	430	0.0%
東北3県以外	69,128	2.8%
海外	2,236	0.1%
不明	596,398	24.0%
在庫	14,583	0.6%
計	2,482,227	100.0%

（注） 出荷量は端数処理を行っているため、各項目を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

(イ) 原木市場及び製品市場における木材の出荷状況

24、25両年度において、被災地以外の15道県のうち原木市場のない沖縄県を除く14道県の原木市場99か所からの原木の出荷量は、表13のとおり、計6,911,797m³となっている。

出荷先及び出荷量をみると、被災地以外への出荷が6,884,773m³（全体に占める割合99.6%）となっている一方、被災地への出荷は3,502m³（同0.1%）にすぎず、東北3県向けの出荷はなかった。

表13 被災地以外の14道県の原木市場99か所からの出荷量等（平成24、25両年度）

（単位：m³）

14道県の原木市場からの出荷先	出荷量	全体に占める割合
被災地以外	6,884,773	99.6%
同一道県内	4,622,484	66.9%
道県外	2,262,289	32.7%
被災地	3,502	0.1%
東北3県	—	—
東北3県以外	3,502	0.1%
不明	23,521	0.3%
計	6,911,797	100.0%

（注） 出荷量は端数処理を行っているため、各項目を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

また、24、25両年度において、被災地以外の15道県のうち製品市場のない4県（山梨、和歌山、山口、沖縄各県）を除く11道県の製品市場42か所からの木材製品の出荷量は、表14のとおり、計1,059,503m³となっている。

出荷先及び出荷量をみると、被災地以外への出荷が1,045,230m³（全体に占める割合98.7%）と大部分を占めている一方、被災地への出荷は14,238m³（同1.3%）にすぎず、このうち、東北3県への出荷は93m³のみとなっている。

表14 被災地以外の11道県の製品市場42か所からの出荷量等（平成24、25両年度）

（単位：m³）

11道県の製品市場からの出荷先	出荷量	全体に占める割合
被災地以外	1,045,230	98.7%
同一道県内	715,250	67.5%
道県外	329,980	31.2%
被災地	14,238	1.3%
東北3県	93	0.0%
東北3県以外	14,145	1.3%
不明	34	0.0%
計	1,059,503	100.0%

（注） 出荷量は端数処理を行っているため、各項目を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

イ 東北3県における木材の入荷状況

(ア) 原木市場及び製品市場における木材の入荷状況

24、25両年度において、東北3県の原木市場24か所への原木の入荷量は、表15のとおり、計840,351m³となっている。原木の入荷元及び入荷量をみると、被災地からの入荷は833,769m³（全体に占める割合99.2%）となっている一方、被災地以外からの入荷は僅か6,582m³（同0.8%）にとどまっている。

表15 東北3県の原木市場24か所への原木の入荷量等（平成24、25両年度）

(単位：m³)

東北3県の原木市場 への入荷元	入荷量	全体に占める割合
被災地	833,769	99.2%
同一県内	747,762	89.0%
県外	86,006	10.2%
被災地以外	6,582	0.8%
計	840,351	100.0%

(注) 入荷量は端数処理を行っているため、各項目を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

また、24、25両年度において、東北3県の製品市場5か所への木材製品の入荷量は、表16のとおり、計54,235m³となっている。

入荷元及び入荷量をみると、被災地からの入荷は44,910m³（全体に占める割合82.8%）となっている一方、被災地以外からの入荷は6,886m³（同12.7%）にとどまっている。

表16 東北3県の製品市場5か所への木材製品の入荷量等（平成24、25両年度）

(単位：m³)

東北3県の製品市場 への入荷元	入荷量	全体に占める割合
被災地	44,910	82.8%
同一県内	26,274	48.4%
県外	18,635	34.4%
被災地以外	6,886	12.7%
不明	2,438	4.5%
計	54,235	100.0%

(注) 入荷量は端数処理を行っているため、各項目を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

(イ) 統計情報に基づく24年の木材の入荷状況

24年の「木材需給報告書」における東北3県の原木の入荷量は、表17のとおり、計2,965千m³となっている。

入荷元及び入荷量をみると、同一県からの入荷量が1,858千m³（総計に占める割合62.6%）となっている一方、被災地以外からの入荷量は僅か107千m³（同3.6%）となっており、全国規模で東北3県に原木を出荷している状況となっていない。

表17 東北3県における生産県別原木入荷量（平成24年）

(単位：千m³)

生産県 (入荷元) 東北3県	国産材												計	外材計	総計	
	同一県	県外														
		被災地										被災地 以外				
		青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	計					
岩手県	940 (80.0%)	216 (18.4%)	185	—	20	2	—	—	—	—	—	207 (17.6%)	9 (0.8%)	1,156 (98.4%)	19 (1.6%)	1,175 (100.0%)
宮城県	409 (39.2%)	419 (40.2%)	33	256	—	19	6	9	—	—	0	323 (31.0%)	96 (9.2%)	828 (79.4%)	215 (20.6%)	1,043 (100.0%)
福島県	509 (68.1%)	147 (19.7%)	3	16	2	—	65	59	—	0	0	145 (19.4%)	2 (0.3%)	656 (87.8%)	91 (12.2%)	747 (100.0%)
計	1,858 (62.6%)	782 (26.4%)	221	272	22	21	71	68	—	0	0	675 (22.8%)	107 (3.6%)	2,640 (89.0%)	325 (11.0%)	2,965 (100.0%)

(注) 農林水産省が公表している木材需給報告書に基づき作成。()内の数値は、入荷量の総計に占める割合である。

ウ 被災4県における木材の入荷状況

(ア) 原木市場及び製品市場における木材の入荷状況

24、25両年度において、被災4県の原木市場22か所への原木の入荷量は、表18のとおり、計1,421,288m³となっている。

入荷元及び入荷量をみると、被災地からの入荷は1,382,417m³（全体に占める割合97.3%）となっている一方、被災地以外からの入荷は僅か38,871m³（同2.7%）にとどまっている。

表18 被災4県の原木市場22か所への原木の入荷量等（平成24、25両年度）

（単位：m³）

被災4県の原木市場 への入荷元	入荷量	全体に占める割合
被災地	1,382,417	97.3%
同一県内	1,346,284	94.7%
県外	36,132	2.6%
被災地以外	38,871	2.7%
計	1,421,288	100.0%

（注） 入荷量は端数処理を行っているため、各項目を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

また、24、25両年度において、被災4県の製品市場10か所への木材製品の入荷量は、表19のとおり、計652,145m³となっている。

入荷元及び入荷量をみると、入荷元が「不明」であるもの391,227m³（全体に占める割合60.0%）や「海外」であるもの45,000m³（同6.9%）となっているほか、被災地からの入荷は206,514m³（同31.7%）となっており、被災地以外からの入荷は僅か9,403m³（同1.4%）にとどまっている。

表19 被災4県の製品市場10か所への木材製品の入荷量等（平成24、25両年度）

（単位：m³）

被災4県の製品市場 への入荷元	入荷量	全体に占める割合
被災地	206,514	31.7%
同一県内	189,573	29.1%
県外	16,941	2.6%
被災地以外	9,403	1.4%
海外	45,000	6.9%
不明	391,227	60.0%
計	652,145	100.0%

（注） 入荷量は端数処理を行っているため、各項目を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

(イ) 統計情報に基づく24年の木材の入荷状況

24年の「木材需給報告書」における被災4県の原木の入荷量は、表20のとおり、計1,115千m³となっている。

入荷元及び入荷量をみると、同一県からの入荷量が836千m³（計に占める割合75.0%）を占めている一方、被災地以外からの入荷量は僅か61千m³（同5.5%）と

なっており、全国規模で被災4県に原木を出荷している状況となっていない。

表20 被災4県における生産県別原木入荷量（平成24年）

（単位：千m³）

被災4県 生産県 (入荷元)	同一県	県外		計
		被災地	被災地以外	
茨城県	158 (66.9%)	78 (33.1%)	0 (0.0%)	236 (100.0%)
栃木県	366 (70.2%)	129 (24.8%)	26 (5.0%)	521 (100.0%)
新潟県	113 (74.3%)	11 (7.2%)	28 (18.5%)	152 (100.0%)
長野県	199 (96.6%)	0 (0.0%)	7 (3.4%)	206 (100.0%)
計	836 (75.0%)	218 (19.5%)	61 (5.5%)	1,115 (100.0%)

（注）農林水産省が公表している木材需給報告書に基づき作成。（ ）内の数値は、入荷量の計に占める割合である。

(5) 復興対策基金事業に係る事業効果の検証状況

ア 実績評価の状況

林野庁は、23年度第3次補正予算による森林整備加速化・林業再生事業を農林水産省の政策評価における政策分野のうち「林産物の供給及び利用の確保」等のための政策手段として位置付けるとともに、「国産材の供給・利用量」等を政策手段における測定指標としている。そして、24年度の実績評価において、23年度に道府県に対して復興対策基金の造成のために国庫補助金を交付したことをもって、復興に必要な木材を安定供給する体制が構築されるとともに施業集約化の推進、人材の育成・確保及び国産材の供給・利用量の拡大に寄与したとしている。

イ 事業効果の目標値の設定

林野庁は、公共事業として実施する森林整備事業に合わせて復興対策基金事業を実施することにより、24年度から26年度までの間に、毎年74万m³の木材の生産能力向上を図るとしており、行政事業レビューシートにおいて3年間における復興に必要な木材の生産能力向上の目標値を計222万m³と設定している。

復興のための事業は、直接的かつ効果的に行われることが重要であり、この点を考慮すれば、復興のための木材需要への対応については、主伐の実施や外材の輸入等により、必要な木材を直接被災地に供給するなどの手法も想定できる。これに対して、林野庁は、上記のとおり、復興対策基金事業により全国的な森林整備を実施して間伐材の供給を全国的に増大させることにより復興に必要な木材を供給すると

している。

このように、林野庁において、復興対策基金事業の事業効果の目標値を他の森林整備事業の事業効果と合わせて設定していること、また、被災地の木材需要を「玉突き」的に満たすという間接的供給によって事業効果が得られるとしていること、さらに、復興対策基金事業の8事業種目が従来実施していた基金事業の14事業種目に含まれていることなどが、道府県及び事業主体において被災地の復興に貢献するという復興対策基金事業の趣旨や背景を十分踏まえずに、事業を実施している要因となっていると思料される。

ウ 目標値の検証状況

上記の木材の生産能力向上の目標値の達成状況を検証する手法等について、会計実地検査の際における林野庁の説明は、「現時点では、被災地を中心として着実に住宅着工数が伸びる状況にある中、国産材の生産量も確実に増加しているところであり、被災地における用材不足や価格の高騰を招く状況となっていないことから、事業の効果が発揮されつつあるものと考えており、今後も被災地の復興に重要な資材である木材不足を招くことなく価格の安定を図ることが重要との観点から、生コンクリート、砕石等の他の資材も含めた価格の動向等について、引き続き注視していく考えである。」としているのみであり、復興対策基金事業等における木材の生産能力向上の目標値（計222万m³）について検証することとしていなかった。

このような間接的供給による復興対策基金事業が被災地の復興に寄与しているかを検証することはもとより困難な面はあるが、林野庁において、今後の被災地の復興のための政策目的及び事業効果の測定指標をより適切に設定するとともに、事業効果を適切に評価及び検証していくことが重要であると考えられる。

(6) 復興対策基金事業の26年度事業の計画の状況

林野庁は、復興対策基金事業について、前記のとおり、25年7月の使途厳格化通知により、26年度の実施対象事業を①被災地における取組、②被災地以外において直接被災地に木材を供給する取組、及び③「執行済みと認められるもの」のうち26年度分の債務負担行為分として地方議会の議決がなされているものに限定することとした。これを踏まえた復興対策基金事業の26年度事業実施計画をみると、表21のとおり、計画を作成しているのは13府県となっており、計画額は計83億0292万余円となっている。

13府県の事業実施計画をみると、13府県のうち被災地については、計画額は計67億

7386万余円であり、「被災地における取組」として実施するとしている。一方、被災地以外では、京都府、秋田、山形両県の1府2県が「直接被災地に木材を供給する取組」を実施するとしているほか、岡山県が「平成26年度分の債務負担行為分として地方議会の議決を受けているもの」として1事業を実施するとしているのみであり、25年度まで45道府県で実施されていた復興対策基金事業は、使途厳格化後の26年度には多くの道府県で実施されないこととなった。

表21 平成26年度における復興対策基金事業の実施計画

区分 府県	①地域協議会の運営等	②間伐等	③林内路網整備	④森林境界の明確化	⑤高性能林業機械等の導入	⑥木材加工流通施設等整備	⑦木質バイオマス利用施設等整備	⑧流通経費支援	指導等事業	計	使途厳格化通知における位置付け
	千円	千円 (ha)	千円 (m)	千円 (ha)	千円 (台)	千円 (施設)	千円 (施設)	千円 (m3)	千円	千円	
青森県 ※	500	81,769 (392)	161,783 (22,549)	— (—)	108,850 (13)	— (—)	— (—)	7,500 (7,500)	500	360,902	被災地における取組
岩手県 ※	32,466	220,192 (970)	319,658 (61,619)	— (—)	143,665 (15)	284,288 (8)	— (—)	216,392 (108,845)	500	1,217,161	被災地における取組
宮城県 ※	1,000	130,000 (580)	150,000 (50,000)	— (—)	73,005 (7)	130,000 (3)	241,395 (2)	35,600 (28,000)	—	761,000	被災地における取組
秋田県	3,000	721,466 (1,190)	233,400 (10,780)	— (—)	— (—)	19,500 (1)	— (—)	— (—)	2,374	979,740	被災地以外において直接被災地に木材を供給する取組
山形県	3,000	69,968 (294)	101,800 (31,430)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	250	175,018	被災地以外において直接被災地に木材を供給する取組
福島県 ※	25,045	749 (5)	82,950 (24,330)	17,865 (397)	— (—)	263,951 (7)	88,391 (5)	41,000 (40,000)	290	520,241	被災地における取組
茨城県 ※	—	109,124 (330)	29,000 (2,240)	— (—)	19,166 (4)	— (—)	— (—)	— (—)	—	157,290	被災地における取組
栃木県 ※	4,837	208,412 (360)	41,205 (1,649)	4,950 (110)	18,250 (2)	13,350 (1)	— (—)	— (—)	132	291,137	被災地における取組
千葉県 ※	500	71,147 (305)	65,600 (32,800)	18,675 (415)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	—	155,922	被災地における取組
新潟県 ※	11,110	114,521 (360)	236,637 (21,169)	4,050 (90)	45,000 (3)	325,132 (3)	72,671 (2)	— (—)	60	809,182	被災地における取組
長野県 ※	30,706	129,878 (423)	827,622 (127,209)	43,200 (965)	218,809 (25)	345,610 (14)	902,500 (19)	300 (300)	2,401	2,501,026	被災地における取組
京都府	—	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	50,000 (1)	— (—)	— (—)	—	50,000	被災地以外において直接被災地に木材を供給する取組
岡山県	—	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	324,300 (1)	— (—)	—	324,300	平成26年度分の債務負担行為分として地方議会の議決を受けているもの
※の計	106,164	1,065,792 (3,725)	1,914,456 (343,565)	88,740 (1,977)	626,745 (69)	1,362,332 (36)	1,304,957 (28)	300,792 (184,645)	3,883	6,773,863	
計	112,164	1,857,227 (5,209)	2,249,656 (385,775)	88,740 (1,977)	626,745 (69)	1,431,832 (38)	1,629,257 (29)	300,792 (184,645)	6,507	8,302,922	

注(1) ※は、被災地である県。

注(2) 各事業種目の数値は端数処理を行っているため、各項目を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

東日本大震災における建築物被害は、25年4月時点における警察庁公表資料において、全半壊が39万戸余り、一部破損が74万戸余りと甚大かつ広範囲に及んでいる。林野庁は、復興に当たって住宅の再建は喫緊の課題であるとしており、住宅の再建に必要な木材を供給するためには木材の増産を図るとともに、被災した製材所、合板工場等の復興を行うことなどにより、復興木材の安定供給体制を構築する必要があるとしている。

このため、林野庁は、27年度までの集中復興期間に、東日本大震災の被災地域だけでは賅いきれない復興に必要な木材を全国的に安定供給する体制を構築することで被災地の木材需要を満たすこととして、23年度第3次補正予算により45道府県に計1399億4550万円の国庫補助金を交付して、道府県において23年度から26年度までの期間、復興対策基金事業を実施している。

その後、林野庁は、被災地との関連が明確でないものについて用途を厳格化すべきではないかなどの議論を踏まえて、25年7月に用途厳格化通知を発出し、復興対策基金事業については、被災地における取組及び被災地以外において直接被災地に木材を供給する取組に用途を限定することとしたが、これまでに多額の国費を原資として実施されてきた復興対策基金事業の内容、成果、課題等を分析及び検証することは、今後の復興のための事業の計画及び実施に当たって重要であると考えられる。

そこで、会計検査院は、復興対策基金の執行状況等を確認するとともに、復興対策基金事業が実施要綱等に基づき適切に実施されているか、被災地の現状を踏まえた、復旧・復興のために効率的かつ効果的なものとなっているかなどを検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 国庫補助金計1399億4550万円に基づき造成された復興対策基金については、被災地の造成額は計251億9000万円（基金造成額全体の18.0%）、このうち、東北3県の造成額は計99億5000万円（同7.1%）となっていた。

一方、25年度までの45道府県の基金使用額計612億0793万余円についてみると、被災地の使用額は計104億4742万余円（基金使用額全体の17.1%）、このうち東北3県の使用額は計36億7498万余円（同6.0%）となっていた。また、東北3県の基金造成額に対する25年度までの基金使用額の割合は36.9%となっており、45道府県全体の

基金造成額に対する25年度末までの使用額の割合43.7%を下回っていた。

また、復興対策基金事業に係る国庫補助金については、使途厳格化通知の発出を受けて、45道府県のうち被災地を除く36道府県は、25年度中に計394億3218万余円を国庫へ返還していた。

イ 復興対策基金事業の各事業種目の実施状況については、使途厳格化通知に基づく対応が講じられることになる以前の25年度までに、「地域協議会の運営等」において木材の国内供給の増加につながらない輸出の促進に関する調査等を行っていた事態、「間伐等」において、集約化を促進していなかったり切捨間伐を実施したりしていた事態、搬出した間伐材を輸出していた事態及び「森林境界の明確化」において事業の実施後相当期間が経過しているにもかかわらず間伐等を実施していない事態が見受けられた。

ウ 24年度の復興対策基金事業の実施については、24年度から26年度までの期間を対象として作成することとされている原木安定供給プランの提出期限が24年12月末とされていたり、また、道県における承認については半数が25年2月以降となっていたりして、原木の供給体制を構築することで被災地の復興に貢献するという同プランの趣旨が十分生かされていなかった。

また、原木安定供給プランの提出後に新たに締結し、同プランに基づく判断できる取引協定は全体の19.5%にすぎなかったほか、被災地以外の10県が県外の木材加工事業体等と締結した取引協定は全体の13.3%にすぎず、被災地の木材加工事業体等との取引協定はなかった。

エ 木材の流通状況について会計検査院が調査した範囲においては、被災地以外から被災地への木材の供給は極めて限定的なものにとどまっていて、全国規模での被災地への木材供給は見受けられなかった。また、被災地以外から被災地への出荷量に比べて、被災地から被災地以外への出荷量が上回っているなどの状況が見受けられた。

オ 復興対策基金事業の事業効果については、復興対策基金事業の事業効果の目標値を他の森林整備事業と合わせて設定していること、被災地の木材需要を間接的供給により満たすことによって事業効果が得られるとしていること、さらに、復興対策基金事業の8事業種目が従来実施していた基金事業の14事業種目に包含されていることなどが、道府県及び事業主体において復興対策基金事業の趣旨や背景を十分踏ま

えずに、事業を実施している要因となっていると思料された。また、林野庁は、木材の生産能力向上の目標値の達成状況について、被災地における木材の不足や価格の高騰を招く状況となっていないことから、事業の効果が発揮されつつあるとしており、復興対策基金事業等における木材の生産能力向上の目標値（計222万m³）については検証することとしていなかった。

カ 使途厳格化通知後の26年度の復興対策基金事業については、被災地を除いては、「直接被災地に木材を供給する取組」等として1府3県で実施されるのみで、多くの道府県で実施されないこととなった。

(2) 所見

東日本大震災からの復興に対する取組は、現在、国、地方公共団体等において全力を挙げて行われており、林野庁は、今後も、適切な間伐等の森林整備の実施による災害に強い森林づくり、海岸防災林の復旧・復興や山腹崩壊地等における復旧整備等の森林整備事業・治山事業等により、東日本大震災からの復旧・復興対策を実施していくこととしている。

したがって、林野庁において、今回の会計検査院の検査により明らかになった状況を踏まえ、今後の事業の実施に当たっては、次のような点に留意し、地方公共団体、事業主体等と連携しつつ、被災地の復興にとってより効果的なものとなるよう取り組む必要がある。

ア 復興対策基金事業について

(ア) 被災地における取組及び被災地以外において直接被災地に木材を供給する取組を引き続き実施するなど、使途厳格化通知の趣旨に沿って適切に事業を実施するよう府県に対して周知を行うこと

(イ) 今後の復興のための事業の政策目標の設定や評価に資するよう、復興対策基金事業の効果について可能な限り評価及び検証に努めること

イ 今後の復興のための事業について

(ア) 被災地の現状や復興の進捗状況を常に的確に把握し、被災地の要望に対応した事業となるようにすること

(イ) 被災地以外において、必要に応じて復興のための事業を実施する場合には、事業主体が事業の趣旨や背景を十分踏まえて実施できるように留意すること

(ウ) 被災地の復興に直接かつ効果的に貢献することとなる政策目標を設定するとと

もに、事業効果の目標値については政策目標と整合した適切かつ測定可能なものを設定し、事業効果の評価及び検証を的確に実施すること

会計検査院としては、林野庁が実施する被災地の復興のための事業の実施状況等について、引き続き多角的な観点から検査していくこととする。

別表目次

別表1	市売りと直接的取引の特性	45
別表2-1	林野庁による復興に必要な木材量の試算	46
別表2-2	林野庁による被災地域で賄うことが可能と見込まれる木材量の試算	47
別表3-1	22道県別の各事業種目の支出額等（平成24年度）	48
別表3-2	22道県別の各事業種目の支出額等（平成25年度）	49
別表4	供給部会が原木安定供給プランに基づくものとしている取引協定の締結状況 （平成24、25両年度）	50
別表5	原木安定供給プランに基づく判断できる取引協定による原木の取引状況 （平成24、25両年度）	51
別表6	東北3県における取引協定による原木の取引状況（平成24、25両年度）	52
別表7	東北3県における取引協定により取引された原木を用いて生産した木材製品の 出荷量等（平成24、25両年度）	53
別表8	東北3県の原木市場24か所からの原木の出荷量等（平成24、25両年度）	53
別表9	東北3県の製品市場5か所からの木材製品の出荷量等（平成24、25両年度）	54
別表10	東北3県における原木の出荷量等（平成24年）	54
別表11	被災4県における取引協定による原木の取引状況（平成24、25両年度）	55
別表12	被災4県における取引協定により取引された原木を用いて生産した木材製品の 出荷量等（平成24、25両年度）	56
別表13	被災4県の原木市場22か所からの原木の出荷量等（平成24、25両年度）	56
別表14	被災4県の製品市場10か所からの木材製品の出荷量等（平成24、25両年度）	57
別表15	被災4県における原木の出荷量等（平成24年）	57

別表1 市売りと直接的取引の特性

項目	メリット	デメリット
市売り (競売り又は入札)	<p>【森林所有者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良材は高値となる可能性もある。 ・木材の需給バランスに応じた弾力的な原木価格となる。 ・市場機能により客観的な原木評価（径級、材長、曲がり）が可能となる。 	<p>【森林所有者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低質材の売れ残りや、競手が少ない時など買い手主導の傾向が強くなる。 ・低質材については、市場に流通しない可能性がある。
	<p>【製材工場等（買受者）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場での現物を確認した上での取引ができる。 ・市場の選別機能により安定した品質を確保できる。 ・原木価格の安い時期に購入した場合、利益が大きい。 	<p>【製材工場等（買受者）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原木価格の高騰時には、原木の定時・定量の確保が難しい。
直接的取引 (取引協定等の締結)	<p>【森林所有者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原木の需給バランスに左右されることがなく安定的な供給が可能となる。 ・木材価格が安定するため計画的な森林施業が可能となり雇用の安定確保に繋がる。 ・低質材についても安定的な供給先を確保できる。 	<p>【森林所有者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原木価格の硬直化のため、競売りでの高騰時に利益が少なくなる。 ・原木価格の乱高下の場合は価格決定が難しい。 ・必ずしも客観的な原木評価（径級、材長、曲がり）とならない可能性がある。
	<p>【製材工場等（買受者）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の需給バランスに左右されることがなく安定的な品質と量の確保が可能となる。 ・原木価格の安定により、製品価格の安定に繋がる。 	<p>【製材工場等（買受者）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原木価格の硬直化のため、市売り価格低迷時に利益が少なくなる。

(注) 原木市場からの提出資料を基に作成。

別表2-1 林野庁による復興に必要な木材量の試算

仮設住宅		
建築要請戸数	51,315戸	被災県から要請された応急仮設住宅必要戸数（平成23.6.14～7.9）（国土交通省）
必要木材量	3m ³ /戸	社団法人プレハブ建築協会への聞き取り
必要木材総量（A）	31万m³	51,315戸×3m ³ /戸×2（原木換算）
対応済み（B）	31万m³	23年度第1次補正予算による木材供給等緊急対策等で対応済み

災害公営住宅		
災害公営住宅数	10,000戸	23年度第1次補正予算で措置された災害公営住宅等の供給数
低層率	11.5%	公営住宅等の19～21年度実績（国土交通省）
低層木造率	57.8%	
低層木造戸数	663戸	10,000戸×11.5%×57.8%
必要木材量	12.9m ³ /戸	低層木造公営住宅等の19～21年度実績から算出（国土交通省）
必要木材総量（C）	2万m³	663戸×12.9m ³ /戸×2（原木換算）

民間住宅								
全壊	76,210戸	106,833戸×71.3%（岩手・宮城・福島の木造率）						
半壊等	79,212戸	111,043戸×71.3%（岩手・宮城・福島の木造率）						
一部破損・床上浸水	305,553戸	428,334戸×71.3%（岩手・宮城・福島の木造率） （注）被災戸数は、木造率の端数処理を行っているため計算式の数値と一致しない。						
必要木材量 （全壊・半壊等）	24m ³ /戸	平均的な木造住宅の床面積（120m ² ）×床面積1m ² 当たりの木材使用量（0.2m ³ /m ² ）						
必要木材量 （一部破損・床上浸水）	2.5m ³ /戸	全壊・半壊等の復旧に必要な木材量の1/10程度と見込んだ。						
必要木材総量（D）	899万m³	<table border="0"> <tr> <td>366万m³</td> <td>76,210戸×24m³/戸×2（原木換算）</td> </tr> <tr> <td>380万m³</td> <td>79,212戸×24m³/戸×2（原木換算）</td> </tr> <tr> <td>153万m³</td> <td>305,553戸×2.5m³/戸×2（原木換算）</td> </tr> </table>	366万m ³	76,210戸×24m ³ /戸×2（原木換算）	380万m ³	79,212戸×24m ³ /戸×2（原木換算）	153万m ³	305,553戸×2.5m ³ /戸×2（原木換算）
366万m ³	76,210戸×24m ³ /戸×2（原木換算）							
380万m ³	79,212戸×24m ³ /戸×2（原木換算）							
153万m ³	305,553戸×2.5m ³ /戸×2（原木換算）							
対応済み（E）	50万m³	23年度第1次補正予算による木材供給等緊急対策等で対応済み						

公共施設等のその他建築物等								
学校施設	256施設	（国立・公立・私立の学校施設の被害数（文部科学省））×（建替え又は大規模な復旧工事が必要と思われる割合）＝（76+6,395+1,277）×0.033 木造32施設、非木造224施設と見込んだ。						
必要木材量（学校施設）	木造：76m ³ /棟 非木造：54m ³ /棟	21年度公共学校施設整備実績（文部科学省）						
老人ホーム・保育所等	400施設	林野庁の推計・見込値						
必要木材量（老人ホーム・保育所等）	250m ³ /棟							
必要木材総量（F）	43万m³	<table border="0"> <tr> <td>3万m³</td> <td>32施設×76m³/棟×2（原木換算）+224施設×54m³/棟×2（原木換算）</td> </tr> <tr> <td>20万m³</td> <td>400施設×250m³×2（原木換算）</td> </tr> <tr> <td>20万m³</td> <td>土木用木杭等</td> </tr> </table>	3万m ³	32施設×76m ³ /棟×2（原木換算）+224施設×54m ³ /棟×2（原木換算）	20万m ³	400施設×250m ³ ×2（原木換算）	20万m ³	土木用木杭等
3万m ³	32施設×76m ³ /棟×2（原木換算）+224施設×54m ³ /棟×2（原木換算）							
20万m ³	400施設×250m ³ ×2（原木換算）							
20万m ³	土木用木杭等							

（注） 林野庁提出資料による。

$$\begin{aligned} \text{想定される需要量} &= 31\text{万m}^3\text{(A)} + 2\text{万m}^3\text{(C)} + 899\text{万m}^3\text{(D)} + 43\text{万m}^3\text{(F)} \\ &= \mathbf{975\text{万m}^3\cdots\text{①}} \end{aligned}$$

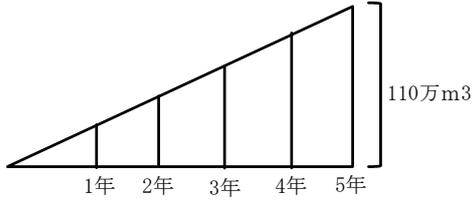
$$\begin{aligned} \text{既に23年度第1次補正予算による} \\ \text{木材供給等緊急対策等で対応済み分} &= 31\text{万m}^3\text{(B)} + 50\text{万m}^3\text{(E)} = \mathbf{81\text{万m}^3\cdots\text{②}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{輸入材が用いられると想定される分} &= (975\text{万m}^3\text{(①)} - 81\text{万m}^3\text{(②)}) \times 0.2\text{（外材比率）} \\ &= \mathbf{179\text{万m}^3\cdots\text{③}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{もともと想定される建替需要量} &= \mathbf{48\text{万m}^3\cdots\text{④}} \text{（東北3県における震災前後の平均着工戸数の} \\ &\text{差より算出）} \end{aligned}$$

$$\text{復興に必要な木材量} = 975\text{万m}^3\text{(①)} - 81\text{万m}^3\text{(②)} - 179\text{万m}^3\text{(③)} - 48\text{万m}^3\text{(④)} = \mathbf{667\text{万m}^3}$$

別表2-2 林野庁による被災地域で賄うことが可能と見込まれる木材量の試算

東北地方6県の平成21年木材生産量	407万 m ³	21年木材需給報告書による。
東北地方6県の5年後の木材生産量	600万 m ³	諸般の施策により21年の1.5倍となる見積り
5年後の建築用材の増産量	110万 m ³	建築用材生産量/木材生産量=0.6 (600万 m ³ - 407万 m ³) × 0.6 = 110万 m ³
5年間の増産量 = 被災地域で賄う木材量	275万 m ³	5年間均等に増加するものとする、総生産増総量は、以下の面積となる。  $110万 m^3 \times 5年 \times 1/2 = 275万 m^3$

別表3-1 22道県別の各事業種目の支出額等（平成24年度）

事業種目 道県	① 地域協議会の運営等	② 間伐等	③ 林内路網整備	④ 森林境界の明確化	⑤ 高性能林業機械等の導入	⑥ 木材加工流通施設等整備	⑦ 木質バイオマス利用施設等整備	⑧ 流通経費支援	指導等事業	計
	千円	[m ³] (ha) 千円	(m) 千円	(ha) 千円	(台) 千円	(施設) 千円	(施設) 千円	(m ³) 千円	千円	千円
北海道	85,427	[71,899] (2,050) 293,065	(77,989) 1,872,970	(97) 2,100	(32) 292,694	(8) 434,665	(7) 192,219	(13,628) 14,845	11,418	3,199,407
岩手県 ※	4,000	[26,260] (440) 89,956	(27,896) 79,401	(20) 900	(7) 70,840	(4) 621,619	(1) 11,000	(152,959) 317,187	198	1,195,102
宮城県 ※	831	[8,556] (164) 28,483	(16,009) 44,806	(-) -	(15) 128,649	(2) 69,725	(-) -	(16,455) 47,770	230	320,496
福島県 ※	78,554	[786] (30) 3,623	(12,750) 33,870	(460) 20,700	(-) -	(7) 182,481	(2) 84,969	(14,921) 27,785	186	432,170
茨城県 ※	-	[8,705] (126) 54,029	(-) -	(-) -	(10) 88,487	(4) 224,624	(-) -	(5,437) 4,768	-	371,908
栃木県 ※	36,742	[39,182] (399) 199,973	(3,599) 33,672	(110) 4,950	(7) 37,261	(9) 881,723	(1) 146,448	(-) -	104	1,340,875
新潟県 ※	31,898	[3,119] (66) 17,178	(6,142) 52,197	(103) 4,635	(2) 16,000	(1) 15,060	(5) 293,300	(4,292) 7,700	35	438,004
山梨県	3,650	[89] (4) 871	(2,000) 4,000	(10) 450	(7) 38,984	(2) 27,825	(3) 15,501	(-) -	-	91,281
長野県 ※	40,482	[25,480] (493) 125,036	(89,625) 219,665	(698) 31,319	(22) 150,733	(4) 87,481	(145) 63,601	(3,500) 6,664	1,934	726,916
三重県	24,018	[15,404] (339) 80,810	(24,385) 39,652	(1,105) 48,808	(-) -	(10) 241,673	(-) -	(464) 526	-	435,489
奈良県	11,015	[2,599] (69) 17,301	(4,050) 7,800	(363) 15,750	(1) 5,775	(5) 113,114	(2) 8,185	(1,181) 2,305	3,154	184,400
和歌山県	-	[16,632] (287) 123,274	(-) -	(-) -	(3) 24,800	(-) -	(1) 14,184	(2,716) 3,586	-	165,844
岡山県	1,000	[16,551] (311) 71,311	(56,939) 91,240	(-) -	(15) 105,340	(1) 62,790	(1) 2,500	(-) -	100	334,281
広島県	5,894	[42,426] (498) 159,000	(207,785) 348,222	(542) 24,390	(6) 45,700	(6) 281,572	(-) -	(-) -	685	865,465
山口県	16,065	[7,864] (164) 32,479	(80,973) 140,477	(-) -	(5) 40,775	(2) 51,977	(-) -	(2,491) 2,491	-	284,265
愛媛県	11,000	[39,889] (548) 249,600	(134,230) 321,273	(358) 16,110	(24) 127,245	(7) 81,881	(3) 131,821	(350) 350	427	939,709
高知県	-	[1,140] (30) 5,461	(7,068) 66,544	(695) 29,565	(5) 20,947	(1) 25,921	(16) 93,656	(-) -	1,474	243,568
福岡県	349	[6,805] (90) 28,186	(11,689) 126,920	(10) 450	(13) 71,234	(5) 160,657	(-) -	(-) -	816	388,614
長崎県	13,486	[6,638] (142) 41,361	(18,761) 64,109	(-) -	(4) 28,775	(3) 250,386	(-) -	(500) 1,000	-	399,118
大分県	1,025	[36,046] (474) 184,146	(65,029) 223,499	(-) -	(12) 78,335	(6) 181,200	(-) -	(2,445) 3,740	10,057	682,003
宮崎県	12,300	[20,910] (436) 66,597	(40,268) 329,326	(530) 23,850	(19) 135,077	(9) 435,127	(4) 63,648	(-) -	10,192	1,076,119
沖縄県	-	[129] (2) 983	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	-	983
計	377,740	[397,118] (7,173) 1,872,731	(887,190) 4,099,650	(5,103) 223,977	(209) 1,507,651	(96) 4,431,505	(191) 1,121,032	(221,343) 440,720	41,016	14,116,026
全体に占める割合	2.7%	13.3%	29.0%	1.6%	10.7%	31.4%	7.9%	3.1%	0.3%	100.0%

注(1) ※は、被災地である県。

注(2) 各事業種目の数値は端数処理を行っているため、各項目を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

別表3-2 22道県別の各事業種目の支出額等（平成25年度）

事業種目 道県	① 地域協議会の運営等	② 間伐等	③ 林内路網整備	④ 森林境界の明確化	⑤ 高性能林業機械等の導入	⑥ 木材加工流通施設等整備	⑦ 木質バイオマス利用施設等整備	⑧ 流通経費支援	指導等事業	計
	千円	[m ³] (ha) 千円	(m) 千円	(ha) 千円	(台) 千円	(施設) 千円	(施設) 千円	(㎡) 千円	千円	千円
北海道	104,483	[62,958] (1,653) 284,303	(130,914) 2,274,752	(51) 800	(31) 296,934	(15) 333,723	(15) 376,518	(8,548) 6,860	11,014	3,689,390
岩手県 ※	4,000	[29,632] (567) 121,874	(45,628) 173,223	(30) 1,350	(11) 108,072	(5) 253,004	(-) -	(96,319) 202,089	426	864,039
宮城県 ※	776	[37,468] (429) 103,882	(31,092) 73,163	(-) -	(20) 176,450	(5) 210,150	(1) 59,821	(51,847) 52,217	173	676,634
福島県 ※	-	[-] (-) -	(2,890) 29,515	(-) -	(-) -	(2) 53,620	(2) 103,408	(-) -	-	186,543
茨城県 ※	-	[15,421] (168) 80,947	(60) 7,402	(-) -	(9) 41,943	(1) 158,643	(-) -	(-) -	-	288,936
栃木県 ※	6,697	[36,932] (378) 198,930	(4,251) 59,414	(112) 4,950	(4) 25,589	(11) 299,250	(1) 230,000	(-) -	71	824,902
新潟県 ※	23,458	[5,736] (96) 30,810	(12,032) 190,242	(85) 3,825	(1) 6,150	(3) 119,717	(1) 4,487	(4,086) 3,250	-	381,940
山梨県	3,650	[816] (14) 8,355	(3,000) 6,000	(-) -	(3) 18,150	(2) 18,950	(1) 5,516	(190) 380	-	61,001
長野県 ※	42,663	[52,871] (918) 266,106	(151,268) 545,461	(898) 40,100	(22) 179,384	(7) 190,980	(188) 328,602	(3,800) 3,903	975	1,598,175
三重県	20,641	[29,454] (646) 233,087	(1,291) 1,600	(1,220) 51,199	(7) 55,760	(8) 209,630	(2) 138,065	(4,496) 8,325	-	718,307
奈良県	1,600	[11,708] (223) 67,057	(6,694) 10,712	(379) 11,957	(4) 15,400	(8) 96,681	(27) 10,145	(4,499) 7,657	3,284	224,493
和歌山県	-	[36,925] (896) 338,461	(3,125) 27,240	(-) -	(7) 24,736	(-) -	(-) -	(1,053) 877	129	391,443
岡山県	-	[35,833] (388) 132,917	(70,702) 107,500	(-) -	(8) 58,665	(-) -	(-) -	(-) -	27	299,109
広島県	4,548	[29,667] (366) 129,092	(232,155) 521,328	(615) 27,675	(9) 68,125	(4) 190,962	(-) -	(-) -	647	942,379
山口県	8,962	[5,976] (148) 28,156	(121,192) 240,768	(56) 1,800	(7) 42,160	(4) 55,113	(-) -	(-) -	-	376,961
愛媛県	11,000	[40,335] (537) 261,249	(114,577) 524,174	(320) 14,400	(23) 111,709	(5) 127,785	(2) 28,775	(2,628) 2,225	136	1,081,454
高知県	-	[20,593] (264) 79,061	(45,989) 450,388	(1,023) 42,714	(12) 97,125	(2) 1,183,100	(13) 25,283	(11,014) 13,929	2,033	1,893,633
福岡県	280	[6,305] (81) 33,024	(25,265) 196,815	(10) 450	(7) 37,090	(2) 30,165	(-) -	(-) -	624	298,448
長崎県	13,313	[7,388] (171) 48,012	(32,200) 260,196	(-) -	(4) 23,715	(1) 129,000	(-) -	(500) 500	-	474,737
大分県	859	[49,937] (902) 178,520	(264,873) 847,662	(-) -	(28) 201,330	(7) 163,617	(1) 800,000	(-) -	16,134	2,208,122
宮崎県	12,126	[60,339] (942) 178,336	(87,757) 893,861	(542) 23,850	(11) 77,306	(7) 176,524	(1) 320,000	(824) 821	8,555	1,691,380
沖縄県	36	[145] (2) 1,475	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	-	1,511
計	259,097	[576,445] (9,800) 2,803,662	(1,386,962) 7,441,421	(5,343) 225,070	(228) 1,665,793	(99) 4,000,615	(255) 2,430,620	(189,806) 303,034	44,232	19,173,549
全体に占める割合	1.3%	14.6%	38.8%	1.2%	8.7%	20.9%	12.7%	1.6%	0.2%	100.0%

注(1) ※は、被災地である県。

注(2) 各事業種目の数値は端数処理を行っているため、各項目を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

別表4 供給部会が原木安定供給プランに基づくものとしている取引協定の締結状況
(平成24、25両年度)

(単位：件、m3)

区分 道県	取引協定の締結件数及び協定量					
			原木安定供給プランの提出後に締結され、同プランに基づくと判断できるもの		原木安定供給プランの提出以前に締結されたもの	
	締結件数	協定量	締結件数	協定量	締結件数	協定量
北海道	—	—	—	—	—	—
岩手県	6	130,100	6	130,100	—	—
宮城県	26	519,050	—	—	26	519,050
福島県	13	147,350	13	147,350	—	—
茨城県	17	27,047	—	—	17	27,047
栃木県	20	23,250	—	—	20	23,250
新潟県	25	59,120	8	24,260	17	34,860
山梨県	8	47,820	3	16,000	5	31,820
長野県	4	20,360	—	—	4	20,360
三重県	118	246,263	42	86,343	76	159,920
奈良県	6	14,950	—	—	6	14,950
和歌山県	18	94,530	—	—	18	94,530
岡山県	41	224,400	—	—	41	224,400
広島県	67	276,140	1	1,500	66	274,640
山口県	19	151,450	1	308	18	151,142
愛媛県	8	10,800	8	10,800	—	—
高知県	39	208,130	22	93,850	17	114,280
福岡県	27	36,400	3	3,000	24	33,400
長崎県	9	25,193	1	6,000	8	19,193
大分県	152	490,800	12	35,100	140	455,700
宮崎県	13	89,600	—	—	13	89,600
沖縄県	2	290	1	170	1	120
合計 (全体に占める割合)	638	2,843,043 (100.0%)	121	554,781 (19.5%)	517	2,288,262 (80.5%)

注(1) 締結件数及び協定量は、平成24、25両年度に締結されている取引協定の締結件数及び協定量を合算したものである。

注(2) 協定量及び取引量は端数処理を行っているため、各項目を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

供給部会が原木安定供給プランに基づくものとしている取引協定は、24、25両年度で計638件、協定量2,843,043m³となっているが、このうち、同プランの提出後に新たに締結され、同プランに基づくと判断できる取引協定は計121件、554,781m³（全体に占める割合19.5%）にすぎない。

別表5 原木安定供給プランに基づくと判断できる取引協定による原木の取引状況
(平成24、25両年度)

(単位：件、m³)

素材生産事業体 所在		締結 件数	木材加工事業体等 所在		協定量 (計画)	取引量 (実績)
被災地	岩手県	6	被災地	6	130,100	106,852
			同一県内	6	130,100	106,852
	福島県	13	被災地	13	147,350	163,679
			同一県内	13	147,350	163,679
	新潟県	8	被災地	8	24,260	24,608
同一県内			8	24,260	24,608	
計	27	被災地	27	(①) 301,710	(②) 295,140	
			同一県内	27	301,710	295,140
					(②/①)	97.8%
被災地以外	山梨県	3	被災地以外	3	16,000	7,628
			同一県内	2	12,000	7,434
			県外	1	4,000	193
	三重県	42	被災地以外	42	86,343	18,243
			同一県内	41	85,143	16,602
			県外	1	1,200	1,641
	広島県	1	被災地以外	1	1,500	1,484
			同一県内	1	1,500	1,484
			被災地	—	—	—
	山口県	1	被災地以外	1	308	410
			同一県内	1	308	410
			被災地	—	—	—
	愛媛県	8	被災地以外	8	10,800	2,979
			同一県内	8	10,800	2,979
			被災地	—	—	—
	高知県	22	被災地以外	22	93,850	75,484
			同一県内	20	71,450	51,021
			県外	2	22,400	24,463
	福岡県	3	被災地以外	3	3,000	2,759
			同一県内	3	3,000	2,759
			被災地	—	—	—
	長崎県	1	被災地以外	1	6,000	9,220
			県外	1	6,000	9,220
			被災地	—	—	—
	大分県	12	被災地以外	12	35,100	28,726
			同一県内	12	35,100	28,726
			被災地	—	—	—
	沖縄県	1	被災地以外	1	170	145
			同一県内	1	170	145
			被災地	—	—	—
計	94	被災地以外	94	(③) 253,071	(④) 147,081	
		同一県内	89	86.7%	219,471	75.9%
		県外	5	13.3%	33,600	24.1%
		被災地	—	—	—	—
					(④/③)	58.1%
合計	121		121	(⑤) 554,781	(⑥) 442,221	
					(⑥/⑤)	79.7%

注(1) 締結件数及び協定量は、平成24、25両年度に締結されている取引協定の締結件数及び協定量を合算したものである。また、取引量は、取引協定に基づく実際の取引量を合算したものである。

注(2) 協定量及び取引量は端数処理を行っているため、各項目を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

原木安定供給プランに基づくと判断できる24、25両年度の取引協定計121件、協定量554,781m³のうち、被災地以外の10県における取引協定は計94件、253,071m³となっているが、県外の木材加工事業体等との取引協定は計5件、33,600m³（被災地以外の協定量全体に占める割合13.3%）にすぎず、また、被災地の木材加工事業体等との間の取引協定は全く締結されていない。

別表6 東北3県における取引協定による原木の取引状況（平成24、25両年度）

（単位：件、m3）

素材生産事業体 所在	締結 件数	木材加工事業体等 所在		協定量 (計画)	取引量 (実績)				
岩手県	53	被災地		44	416,200	212,747			
		同一県内		30	290,800	146,627			
		県外	他の東北2県		13	123,900	65,949		
			東北3県以外		1	1,500	170		
		被災地以外		9	116,900	83,393			
		県外		9	116,900	83,393			
		県外小計①		23	242,300	149,513			
宮城県	86	被災地		84	956,447	427,754			
		同一県内		83	955,247	426,487			
		県外	他の東北2県		1	1,200	1,266		
			被災地以外		2	10,000	2,598		
		県外		2	10,000	2,598			
		県外小計②		3	11,200	3,864			
福島県	13	被災地		13	147,350	163,679			
		同一県内		13	147,350	163,679			
合計	152	計		152	全体に占める割合	1,646,897	全体に占める割合	890,173	
		被災地		141	92.3%	1,519,997	90.3%	804,181	
		県外	同一県内		126	84.6%	1,393,397	82.8%	736,795
			他の東北2県		14	7.6%	125,100	7.5%	67,215
			東北3県以外		1	0.1%	1,500	0.0%	170
		被災地以外		11	7.7%	126,900	9.7%	85,992	
		県外		11	7.7%	126,900	9.7%	85,992	
		県外小計①+②		26	15.4%	253,500	17.2%	153,378	

注(1) 締結件数及び協定量は、平成24、25両年度に締結されている取引協定の締結件数及び協定量を合算したものである。また、取引量は、取引協定に基づく実際の取引量を合算したものである。

注(2) 協定量及び取引量は端数処理を行っているため、各項目を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

素材生産事業体と同一県内の木材加工事業体等との取引量は計736,795m³（取引量全体に占める割合82.8%）となっている一方、県外の木材加工事業体等との取引もあり、その量は計153,378m³（同17.2%）となっている。

別表7 東北3県における取引協定により取引された原木を用いて生産した木材製品の出荷量等（平成24、25両年度）

（単位：m3）

木材製品の出荷先	出荷量	全体に占める割合
被災地	240,231	27.0%
東北3県	87,509	9.8%
東北3県以外	152,721	17.2%
被災地以外	8,917	1.0%
不明	641,024	72.0%
計	890,173	100.0%

（注） 出荷量は端数処理を行っているため、各項目を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

東北3県以外の被災地への出荷量は152,721m³（全体に占める割合17.2%）、東北3県への出荷量は87,509m³（同9.8%）となっている一方、被災地以外への出荷もあり、その量は8,917m³（同1.0%）となっている。

別表8 東北3県の原木市場24か所からの原木の出荷量等（平成24、25両年度）

（単位：m3）

東北3県の原木市場からの出荷先	出荷量	全体に占める割合
被災地	783,836	95.1%
同一県内	552,905	67.1%
県外	230,931	28.0%
被災地以外	40,708	4.9%
計	824,545	100.0%

（注） 出荷量は端数処理を行っているため、各項目を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

被災地への出荷量は783,836m³（全体に占める割合95.1%）となっている一方、被災地以外への出荷もあり、その量は40,708m³（同4.9%）となっている。

別表9 東北3県の製品市場5か所からの木材製品の出荷量等（平成24、25両年度）

（単位：m3）

東北3県の製品市場からの出荷先	出荷量	
		全体に占める割合
被災地	51,118	93.9%
同一県内	45,044	82.7%
県外	6,073	11.2%
被災地以外	3,220	5.9%
不明	119	0.2%
計	54,458	100.0%

（注） 出荷量は端数処理を行っているため、各項目を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

被災地への出荷量は51,118m³（全体に占める割合93.9%）となっている一方、被災地以外への出荷もあり、その量は3,220m³（同5.9%）となっている。

別表10 東北3県における原木の出荷量等（平成24年）

（単位：千m3）

出荷先 東北3県	同一県	県外	被災地										被災地以外	計
			青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	計		
			岩手県	940 (72.9%)	350 (27.1%)	45	—	256	16	—	0	0		
宮城県	409 (94.0%)	26 (6.0%)	—	20	—	2	—	—	—	2	—	24 (5.5%)	2 (0.5%)	435 (100.0%)
福島県	509 (78.7%)	138 (21.3%)	—	2	19	—	56	46	—	6	—	129 (19.9%)	9 (1.4%)	647 (100.0%)
計	1,858 (78.3%)	514 (21.7%)	45	22	275	18	56	46	0	9	0	471 (19.9%)	43 (1.8%)	2,372 (100.0%)

（注） 農林水産省が公表している木材需給報告書に基づき作成。（ ）内の数値は、出荷量の計に占める割合である。

同一県への出荷量は計1,858千m³（計に占める割合78.3%）となっている一方、被災地以外への出荷もあり、その量は計43千m³（同1.8%）となっている。

別表11 被災4県における取引協定による原木の取引状況（平成24、25両年度）

(単位：件、m3)

素材生産事業体 所在	締結 件数	木材加工事業体等 所在		協定量 (計画)		取引量 (実績)	
		茨城県	46	被災地	46	43,247	22,461
同一県内	46	43,247		22,461			
被災地以外	—	—		—			
栃木県	20	被災地	20	23,250	29,757		
同一県内		18	21,750	28,281			
東北3県		2	1,500	1,475			
被災地以外		—	—	—			
新潟県	38	被災地	37	73,138	54,816		
同一県内		37	73,138	54,816			
被災地以外		1	500	255			
長野県	32	被災地	28	96,424	141,715		
同一県内		28	96,424	141,715			
被災地以外		4	20,360	19,003			
合計	136	計	136	全体に占める割合	256,919	全体に占める割合	268,008
		被災地	131	91.9%	236,059	92.8%	248,750
		同一県内	129	91.3%	234,559	92.3%	247,274
		東北3県	2	0.6%	1,500	0.5%	1,475
		被災地以外	5	8.1%	20,860	7.2%	19,258

注(1) 締結件数及び協定量は、平成24、25両年度に締結されている取引協定の締結件数及び協定量を合算したものである。また、取引量は、取引協定に基づく実際の取引量を合算したものである。

注(2) 協定量及び取引量は端数処理を行っているため、各項目を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

素材生産事業体と同一県内の木材加工事業体等との取引量は計247,274m³（取引量全体に占める割合92.3%）となっている一方、被災地以外の木材加工事業体等との取引もあり、その量は計19,258m³（同7.2%）となっている。

別表12 被災4県における取引協定により取引された原木を用いて生産した木材製品の出荷量等（平成24、25両年度）

（単位：m3）

木材製品の出荷先	出荷量	全体に占める割合
被災地	146,316	54.6%
東北3県	10,100	3.8%
東北3県以外	136,216	50.8%
被災地以外	115,169	43.0%
不明	6,522	2.4%
計	268,008	100.0%

（注） 出荷量は端数処理を行っているため、各項目を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

被災地への出荷量は146,316m³（全体に占める割合54.6%）となっている一方、被災地以外への出荷もあり、その量は115,169m³（同43.0%）となっている。

別表13 被災4県の原木市場22か所からの原木の出荷量等（平成24、25両年度）

（単位：m3）

被災4県の原木市場からの出荷先	出荷量	全体に占める割合
被災地	1,118,764	79.3%
同一県内	877,658	62.2%
県外	241,106	17.1%
被災地以外	287,419	20.4%
不明	3,845	0.3%
計	1,410,029	100.0%

（注） 出荷量は端数処理を行っているため、各項目を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

被災地への出荷量は1,118,764m³（全体に占める割合79.3%）となっている一方、被災地以外への出荷もあり、その量は287,419m³（同20.4%）となっている。

別表14 被災4県の製品市場10か所からの木材製品の出荷量等（平成24、25両年度）

（単位：m³）

被災4県の製品市場からの出荷先	出荷量	
		全体に占める割合
被災地	459,335	67.6%
同一県内	351,920	51.8%
県外	107,415	15.8%
被災地以外	62,903	9.3%
不明	156,984	23.1%
計	679,223	100.0%

（注） 出荷量は端数処理を行っているため、各項目を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

被災地への出荷量は459,335m³（全体に占める割合67.6%）となっている一方、被災地以外への出荷もあり、その量は62,903m³（同9.3%）となっている。

別表15 被災4県における原木の出荷量等（平成24年）

（単位：千m³）

被災4県	出荷先	同一県	県外		計
			被災地	被災地以外	
茨城県		158 (50.6%)	154 (49.4%)	—	312 (100.0%)
栃木県		366 (79.4%)	90 (19.5%)	5 (1.1%)	461 (100.0%)
新潟県		113 (99.1%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	114 (100.0%)
長野県		199 (54.7%)	12 (3.3%)	153 (42.0%)	364 (100.0%)
計		836 (66.8%)	256 (20.5%)	159 (12.7%)	1,251 (100.0%)

（注） 農林水産省が公表している木材需給報告書に基づき作成。（ ）内の数値は、出荷量の計に占める割合である。

同一県への出荷量は計836千m³（計に占める割合66.8%）となっている一方、被災地以外への出荷もあり、その量は計159千m³（同12.7%）となっている。